

0028244-000

664-1-(1)

**一般金融の知識**

栗栖赴夫・著

非凡閣

昭和9

ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作  
第67条の規定に基づき、平成12年5月  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するも

482

Handwritten text, possibly a signature or name, in the upper center of the left page.

Handwritten text, possibly a signature or name, in the upper center of the right page.



法學博士 栗栖 赴夫 著

般金融の知識

非凡閣

664-1

(萬有知識文庫)

一般金融の知識 目次

第一篇 信用組合

第一章	信用組合の起源及其法制の發達	一
第二章	信用組合の特質	五
第三章	信用組合の種類	八
第四章	信用組合の組織	二
第五章	信用組合の設立	三
第六章	信用組合の機關	九

第七章 信用組合の業務……………二二  
第八章 信用組合の解散及合併……………二七  
第九章 信用組合の監督……………元

**第二篇 無盡會社**

第一章 無盡會社の起源及其法制的發達……………三  
第二章 無盡業の意義及主體……………三七  
第三章 無盡會社……………四六  
第四章 無盡會社の業務……………五七  
第五章 無盡會社の監督……………八三

**第三篇 民事上の無盡**

第一章 無盡の法律上の性質……………八六  
第二章 無盡の目的及種類……………九九  
第三章 無盡の組織……………一〇三  
第四章 無盡契約の内容及業務の執行……………一〇九

**第四篇 銀行及貯蓄銀行**

第一章 銀行の起源及銀行法制的發達……………一三六  
第二章 銀行の種類……………一四二  
第三章 普通銀行……………一四五  
第四章 貯蓄銀行……………一五九  
第五章 特殊銀行……………一六四

### 第五篇 信託會社及其法制

第一章 信託會社の起源及其法制の發達 ..... 一八

第二章 信託會社の種類 ..... 一八

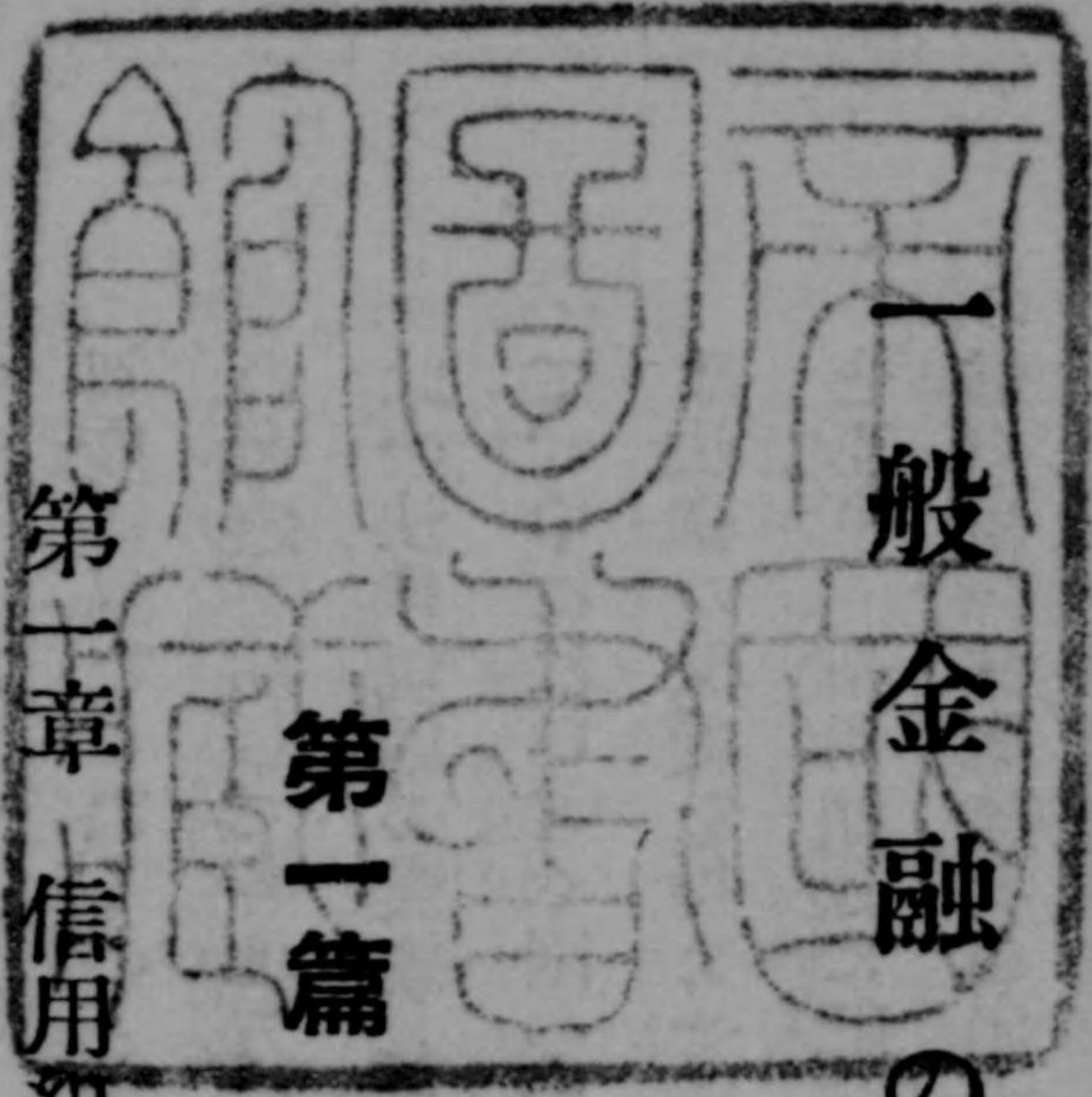
第三章 一般信託會社 ..... 一九

第四章 一般信託會社の業務 ..... 一九

第五章 一般信託會社の監督 ..... 二〇

第六章 擔保附社債信託會社 ..... 二三

—了—



(萬有知識文庫)

## 一般金融の知識

法學博士 栗栖 埝 夫 著

### 第一篇 信用組合

#### 第一章 信用組合の起源及其法制の發達

(一) 信用組合、否な産業組合は銀行、信託會社等と同様に矢張外國から移植した金融機關である。

1  
我産業組合及其の法制の發達は子爵品川彌次郎氏及伯爵平田東助氏に負ふところが寔に多い。兩氏の力に依て信用組合法案が初めて帝國議會に提出せられたのは明治二十四年である。

品川子爵は時の松方内閣の内務大臣であり、平田伯爵は法制局に居られた。今品川子爵が貴族院に於て同法案提出の理由を述べられたところを見ると。

「(前略) 信用組合の組織は歐米諸邦の實例は措て問ひませぬ、我國に於て舊來既に其の實例が澤山ござります、例へば皆さん御承知の通り全國到る所に行はれて居ります頼母子講の如きもこれも信用組合の一方法でござります。報徳社の如きは……殆んど之を信用組合の制度に異ならぬものと言ふことが出來ます。……報徳社或は其他類似の農業或は商業工業の發達を期して各地方にござりまする信用組合の類似の法を段々私も承知して居りますが、此の法律規則の發達して來ました世の中に於きまして夫に従て改良しなければならぬと言つて、中にはひどく困つて居る所もござります、どうしても其の發達と鞏固とを期しまするには法律の保護を得ませぬければ其の目的を達することが出來ませぬと考へます」

とあり、信用組合に關する最初の立法運動の模様を窺知するに難くない。然し乍ら此の最初の信用組合法案は其の年の帝國議會が解散せられたので不成立に終つて了つた。然るに信用組合設立の實際運動は各地方に於て著々進み、遂に明治二十五年八月には静岡縣掛川町に掛川信

用組合、同年九月には同縣見付町に見付報徳社聯合信用組合、翌二十六年一月には山形縣小松町に第一信用組合が夫々設立せられ、我國に於て最も古き信用組合となつた。

(二) 明治二十四年の信用組合法案が不成立に終つてから、信用組合法制定の運動は引續き行はれた。而して日本勸業銀行法及農工銀行法の制定の後を受けて漸く出來上つたものは明治三十二年農商務省の産業組合法案に外ならぬ。同法案は(1)信用組合、(2)購買組合、(3)販賣組合、(4)製産組合及(5)使用組合の五種を認めむとするものであつた。就中信用組合は組合員に營業の資金を貸付し及組合員の貯金を預ることを目的とするものであつた。然し乍ら此の明治三十二年の産業組合法案に對しては貴族院に於て異論百出し是れ亦握潰されて了つた。是に於て同年八月當時の農商務大臣會根荒助氏は新に産業組合法起草委員を任命し、其の研究調査したところに基いて更めて産業組合法案を草し、之を翌三十三年二月に帝國議會に提出したのであつた。ところが同法案は幸にも兩院を通過したので、同年三月法律第三十四號を以て公布せられ同年九月一日から施行せられるに至つた。現行の産業組合法は之に左の六回に亘り修正を加へたものに外ならぬ。

- (1) 明治三十九年四月法律第四十五號同改正法律。
- (2) 明治四十二年四月法律第二十七號同改正法律。
- (3) 大正六年七月法律第二十二號同改正法律。
- (4) 大正十年四月法律第七十三號改正法律。
- (5) 大正十二年四月法律第四十四號改正法律。
- (6) 大正十五年四月法律第五十四號改正法律。
- (7) 昭和七年法律第三十號改正法律。

右の内大正六年七月の改正法律は所謂市街地信用組合の設立を認め、市制施行地及主務大臣の指定した中小の市街地に於ける信用組合に手形の割引業務及区域内に於ける組合外の者の貯金を取扱ふことを認めたものである。次に大正十四年四月の改正法律は購買組合及同聯合會の自己生産事業を認めたこと、生産組合及同聯合會を利用組合及同聯合會に改めたことの外、聯合會が他の聯合會を構成し得ることを認めた。聯合會が他の聯合會を構成する途を拓いたことは即ち全國的聯合運動を促成する意味に於て大に注目し値したと謂はねばならぬ。而して別に

述ぶるが如く大正十二年四月には産業組合の中央金融機關を創設する爲めに産業組合中央金庫法が制定せられた(法律四十二號)。

## 第二章 信用組合の特質

### (一) 信用組合は産業組合の一種である

産業組合は自治共助的の團體であつて産業組合法に依ると産業組合とは組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲めに設立する社團法人に外ならぬのである(産業組合法第一條第一項)。其の目的より見て之を(1)信用組合、(2)販賣組合、(3)購買組合及(4)利用組合の四種類に分つ(同條同項)。即ち組合員に産業上必要なる資金を貸付け且つ貯金の便宜を得せしむることを目的とする産業組合を信用組合と稱し、組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして其の儘之を賣却することを目的とする産業組合を販賣組合と謂ひ、産業又は經濟に必要な物を買入れ之に加工し若は加工せずして其儘又は之を生産して組合に賣却することを目的とする産業組合を購買組合と呼び、又組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利



用せしむることを目的とする産業組合を利用組合と爲す。

斯くの如く信用組合は産業組合の一種に外ならぬものであつて、而かも後述する通り其實勢より見て産業組合中特に重要な地位を占むるものである。

(二) 信用組合は相互金融機關である

既に述べた通り信用組合は組合員に産業上必要な資金を貸付け且つ貯金の便宜を得せしむることを以て其の目的とするもの（産業組合法第一條第一項第一號）。即ち組合と組合員との間に相互金融を爲すものであつて、之れが信用組合の特質に外ならぬ。

信用組合に於ては組合と取引する者は該組合自體を構成する組合員なることを原則とする（産業組合法第一條、第一項第一號第二項乃至第四項参照）。即ち組合より貸付を受くる者及組合に對し貯金を爲す者は其の組合を構成する組合員自體に外ならぬものであつて、結局信用組合は之を構成する組合員間に於ける資金の需給を調節することを其の目的と爲すものであると謂ふことが出来る。而して是れ信用組合を以て相互金融機關と爲す所以である。

(三) 信用組合は中小業者の金融機關である

今日日本邦に於ける金融機關としては別に述べる通り銀行があり、信託會社があり、無盡會社があり、其他各種の金融機關がある。而して銀行、信託會社の如きも一面に於て大商工業者に對し資金の供給を爲すと同時に又他方に於て中小商工業業者に對しても亦着々資金融通の途を招きつゝあるけれども、之のみを以てしては中小の商工業者に對する金融は圓滑に取運び兼ねる。元來中小商工業業者は貸付を受くるにも又貯金を爲すにも其の金額は一般に零細であつて、之を個々別々に見ると其の信用力は極めて薄弱であるから其性質上固より銀行、信託會社等をして此の方面の金融に専らせしむることが出来ないのである。是に於て斯る中小商工業業者は多數相集まりて信用組合を設立し其の信用力を結合して大と爲し、自治共助の精神に基いて相互に資金需給の調節を計りつゝ尙ほ資金に過剩又は不足を見るとき、其の結合せる信用力を以て聯合會更に又産業組合中央金庫を通し其の資金を調節する必要を見るのである。而して之れが信用組合の本來の使命に外ならぬ。

(四) 信用組合は人的信用を主とする金融機關である。

元來他に融通を爲すには對物信用に依る場合と對人信用に依る場合とある。銀行、信託會社

の如きは其の性質上對物信用を主とし、對人信用の取引は比較的少ない。然るに信用組合に於ける取引は本來對人信用を主とし對物信用は從と見るべきものである。即ち既に述べた通り中小業者は擔保權の目的に供するに足る物を所有することは例外に屬し、多くは其の勤勉誠實が唯一の財産なるを以て、其の唯一の財産たる勤勉誠實を引當として取引を爲す外途がない譯である。實際信用組合の取引は對人信用を原則とすること、換言すれば人の勤勉誠實を資金化する金融機關であると謂ふことが出来る次第である。信用組合の特質は上述の通りである。從て之は銀行、信託會社等と比較して全く特異の性質を有するものに外ならぬ。

### 第三章 信用組合の種類

産業組合法に依ると信用組合は之を(1)市街地信用組合と(2)普通信用組合とに分つ。

#### (一) 市街地信用組合。

今日都市と農村とは其の事情性質を異にするものがあるから、都市の信用組合と農村の信用組合とは自から其の組織及業務を異にしなければならぬ。産業組合法は此の點に立脚して信用

組合を市街地信用組合と農村信用組合即ち普通の信用組合とに分つた。市街地信用組合は特に市又は主務大臣の指定する市街地が組合の區域に屬し、定款の定むる所に依て組合員に對し其の産業若は經濟の發達に必要な資金を獲得せしめる爲め手形の割引を爲し又は其地域内に居住する組合員外の者の貯金を取扱ふ。即ち此の種の信用組合は一般の貸付の外に手形割引の業務を爲し且又組合員の貯金の外組合外の者の貯金の取扱をも爲す特別の信用組合に外ならず(産業組合法第一條第四項)。

斯くの如く市街地信用組合は組合員外の者から貯金を受けることが出来るけれども、之を無制限に又無準備に認めることは出来ない。是に於て産業組合法は斯る組合員以外の者より受ける貯金は(1)有限責任組合組織のものに在りては出資總額及準備金其他の積立金の額の合計、(2)保證責任組合組織のものに在りては之に保證金額を加へたる合計、(3)無限責任組合組織のものに在りては出資總額の五倍及準備金其他の積立金の額の合計を超過することが出来ない(産業組合法第一條第五項)。又斯る組合員外の貯金の總額の四分の一以上の金額を拂戻準備金として特設することを強要せられ(産業組合法第四六條ノ二)又有限責任又は保證責任のもの

に在りても斯る貯金に關する債務を完済することが出來ないときは各理事は連帶して之を辨済するの責に任じなければならぬ（産業組合法第四六條ノ三）。

尙又市街地信用組合は其の性質上他の業務を兼ね營なましめることは危険を伴ふから、他の産業組合の事業を兼營せしめざることにした（産業組合法第一條第六項）。

#### （二）普通信用組合

次に農村信用組合即ち普通の信用組合は農村を其の區域とするものの外、市を其の區域とするも手形の割引を爲さざるもの又は組合員外の者の貯金を取扱はざるものをも含む。此の種の信用組合は業務廣汎ならず規模も亦大ならざるを以て他の産業組合の事業を兼ねることが出来る（産業組合法第一條第六項）。即ち之に依りて普通信用組合は更に之を專營のものと兼營のものに細分することが出来る。普通信用組合に在ても市街地信用組合と同様に兼營を禁止すべきものであると論ずる者もあるけれども、普通信用組合は實際に於て其の業務及規模が左まで廣く且つ大くないから、實害の認むべきものがないのみならず組合員の便宜から謂つても却て現在の儘として置いても差支あるまい。即ち此等のものに對し一律に兼營を禁止することは

常に決して信用組合理業の發達を促す所以ではなからう。

### 第四章 信用組合の組織

信用組合其他の産業組合は多數の人の信用力の結合に依て組織せられることは既に述べた通りである。産業組合法は産業組合の組織を（1）無限責任組合、（2）有限責任組合及（3）保證責任組合の三種類に分つた（産業組合法第二條）。従て産業組合の一種たる信用組合にも亦此の三種類がある譯となる。

#### （一）無限責任組合

無限責任組合とは組合財産を以て其の債務を完済することが出來ざる場合に於て組合員の全員が連帶して無限の責任を負擔するものを謂ふ。即ち此の種の組合に於ては組合財産と組合員全員の總財産が組合の債務を確保することとなるから此の點から見ると最も基礎鞏固の信用組合である。

#### （二）有限責任組合

有限責任組合とは組合員全員が其の出資額を限度として責任を負担するに止まるものを謂ふ。是れ即ち組合員は何れも單に組合に對して出資の拂込を爲す義務を有するに過ぎないものであるから此の點から見ると、基礎弱き信用組合と謂はねばならぬ。最近我國に於ける信用組合は無責任のものが非常に減少し、有限責任のものが大に増加した。然し乍ら獨逸の如きは無限責任のものが最も多數であるのであつて、我國の現象は喜ぶべきものと斷ずることが出来ない。

### (三) 保證責任組合

保證責任組合とは組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額の外更に一定の金額を限度として責任を負担するものである。即ち之は組合財産並に組合員全員の出資額の外一定の保證金額迄が組合の債務を確保するから無限責任のものに次ぐ基礎を有する理である。我國に於ては此の種の信用組合は甚だ少い。

保證責任組合に於ける組合員の保證金額は之を増減することが出来る。即ち之を増加するには二分の一以上の組合員が出席した總會に於て其の四分の三以上の者の同意がなければならぬ。又之を減ずるには一定期間内組合の債権者の承認を得る必要がある。

尙又無限責任組合を有限責任組合又は保證責任組合に変更することが出来る。此の場合に於ては矢張一定期間内に債権者の承認を求めなければならぬ。

## 第五章 信用組合の設立

### (一) 信用組合の組合員數

信用組合は多數人の團體である。故に組合員たるべき者の員數には最少限度を附せられてをる。即ち信用組合法は他の産業組合と同様に組合員たるべき者が七人以上なければ之を設立することが出来ない（産業組合法第七條）。而して此の七人の員數は信用組合設立の要件たると同時に又存続の要件である（産業組合法第六二條第一項第四號）。然し乍ら員數の最大限度に付規定はないのみならず組合員の員數を制限することは認められないものである（産業組合法第一〇條）。

### (二) 信用組合の定款

信用組合の設立者は他の産業組合に於けると同様に定款を作成して之を主たる事務所所在地

の地方長官に提出し設立の許可を請ふことを要する（産業組合法第七條）。而して定款には左の事項を記載し設立者に於て之を署名捺印することを要する（産業組合法第九條）

- (1) 目的
- (2) 名稱
- (3) 組織
- (4) 區域
- (5) 事務所
- (6) 出資一口の金額及其の拂込の方法
- (7) 第一回拂込の金額
- (8) 剩餘金處分及損失分擔に關する規定
- (9) 準備金の額及其の積立の方法
- (10) 組合員たる資格に關する規定
- (11) 組合員の加入及脱退に關する規定

(12) 組合の目的たる事業の執行に關する規定

(13) 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由

(14) 其他産業組合法に規定あるもの（例へば産業組合法第四十條第二項に規定する公告方法、同法第五十二條に規定する除名の事由、其他）

兼營の信用組合に在ては(1)目的に之を表示することを要する。又(2)名稱中には其組織及目的を示すべき文字を用ゐることを要する（産業組合法第四條、第五條參照）。(3)組織に付ては既に之を述べた。(4)區域は特別の事由がある場合を除くの外市町村の區域内に之を定めなければならぬ（第九條第二項）。元來信用組合、其他の産業組合は一定の區域内にある多數の人に依りて組織せらるべきものにして其の區域は組合員たる資格の一要件に外ならぬ。従て此の區域を定款の中に明記せしむる次第である。(6)組合員の出資一口の金額は均一なることを要する（産業組合法第一一條第二項）。而して出資一口の金額の最高限度は特別の事情なき限り五十圓を下ることが出来ない（産業組合施行規則第二條）。組合員は出資一口以上を有することを要し其の有すべき出資口數は三十口を超ゆることが出来ない。但し特別の事由が

あつたときは定款の定むるところに依り之を五十口まで増加することが出来る（産業組合法第一七條）。

### （三）第一回拂込及設立の登記

信用組合が他の産業組合と同様に其の設立の許可を受けたるときは遅滞なく各組合員をして第一回の拂込を爲さしめなければならぬ（産業組合法第一二條）。而して其の拂込むべき出資額に付ては相殺を以て對抗することが出来ない（産業組合法第一八條）。各組合員が第一回の拂込があつたときは各事務所の所在地に於て信用組合設立の登記を爲すことを要し、此の場合登記すべき事項は左の通りである（産業組合法第一三條及第一四條）。

- （1）目的
- （2）各縣
- （3）組織
- （4）區域
- （5）事務所

（6）出資一口の金額及其の拂込の方法

（7）存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由

（8）設立許可の年月日

（9）理事及監事の氏名及住所

尙右第一回の拂込があつたときは組合は二週間内に其の旨を地方長官に届出で之と同時に組合原簿を提出しなければならぬ（産業組合法第一六條ノ二第一項）。而して右届出及提出があつたときは該地方長官は遅滞なく各事務所々在地の登記所に設立の登記を囑託し且主たる事務所所在地の登記所に組合原簿を送らなければならぬ（産業組合法第一六條ノ三）。

### （四）組合原簿

組合原簿には左の事項を記載することを要する（産業組合法第一六條ノ五）。

- （1）出資の總口數
- （2）拂込みたる出資の總額
- （3）無限責任組合に在りては各組合員の氏名、住所

(4) 保證責任組合に在りては各組合員の氏名、住所及保證金額

(五) 變更登記及組合原簿の變更

組合の登記を爲したる事項又は組合原簿に記載したる事項に變更を生じたるときは一定の手續を以て變更の登記又は其他の手續を履踐することを要する(産業組合法第一五條乃至第一六條ノ四)

(六) 組合員の加増脱退其他

産業組合法は又組合員の加入(産業組合法第四六條)、脱退(同法第五〇條乃至第五二條)脱退した組合員に對する持分の全部又は一部拂戻(同法第五三條乃至第五五條)持分の共有及讓渡(同法第一九條及第二七條)に付夫々定むる所がある。又新に組合に加入したる組合員は其加入前に生じた組合の債務に付ても亦責任を問ひ(同法第二二條)尙又持分の讓受人は其の持分に付讓渡人の權利義務を承繼する(同法第二一條)。

## 第六章 信用組合の機關

信用組合は他の産業組合と同様に其の機關としては理事、監事及組合員の總會がある。

### (一) 理事

理事は組合を代表し、其の業務を執行する機關であつて組合員の中から之を選任する(産業組合法第二五條)。組合設立の當時に於ては定款を以て之を定め其他の場合に於ては組合員の總會に於て之を選任する。而して總會に於ける選任は總組合の半數以上出席し其の議決權の四分の三以上を以て之を決する。但し定款に別段の定あるときは此の限でない。其の任期は三箇年である。但し定款に別段の定あるときは此の限りでない(同法第二六條第二八條)。

理事は定款及總會の決議録を各事務所に備置き且組合員名簿を主たる事務所に備置かねばならぬ(同法第二九條、第三〇條)。又通常總會の會日から一週間前に財産目録貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案を監事に提出し且之を主たる事務所に備置くことを要する(同法第三〇條)。尙理事は右書類及監事の意見書を通常總會に提出して其の承認を求むることを要す

る（同法第三一條）。

理事は何時にても解任することが出来る（同法第二七條第二八條）。又組合が理事と契約を爲す場合、又は組合と理事との間の訴訟に付ては監事が組合を代表するのであつて理事に代表権はない（同法第三五條）。

### （二）監事

監事は組合の業務を監督する機關である。其の任期は一箇年とする但し定款に別段の定あるときは此の限りでない（同法二六條）。監事の選任解任等に付ては理事に同じ。尙監事は理事其他組合の事務員と相兼ねることは出来ない（同法第三三條）。

### （三）組合員總會

組合員總會は組合員の總意決定の機關である。理事は少くとも毎年一回社員の通常總會を開くことを要する。又理事は必要ありと認めるときは何時にても臨時總會を招集することが出来る（同法第三二條、民法第六〇條第六一條第一項）。尙又組合員は總組合員五分の一以上の同意を得て、總會の目的及其の招集の理由を記載した書面を提出して總會の招集を理事に請求する

ことが出来る（同法第三三條）。理事が缺けてるときは總會の招集は監事がする（同法第三四條ノ二第一項）。理事が組合員から右の如く總會招集の請求を受けて仍ほ招集を爲さざるときは監事が之を招集しなければならぬ（同法第三四條第二項）。

總會の決議は普通出席した組合員の議決權の過半數を以て決する（同法第三六條）。特別決議に付ては既に述べた（同法第二八條）。又代理人に依る議決權の行使を許す（同法第三七條）。

## 第七章 信用組合の業務

信用組合の業務は之を興信業務と受信業務とに分つ。前者は貸付業務を指し、市街地信用組合に在つては其の外に割引業務を含む。後者は預金業務借入金等を指す。

### 一、貸付業務

貸付業務は(1)信用貸付及(2)擔保貸付から成る。



①信用貸付とは即ち組合が組合員に對し特に物的擔保を徴さずして其の人格を信用し資金を貸付くるものである、但し保證人を徴することが多い。斯くの如く組合は組合員の人格、信用の程度を熟知してをるから之に頼つて其の外には別段物的擔保を徴さずして簡便に資金の融通を爲すところに中小業者に對する金融機關としての適性を見出す。銀行が多く物的擔保に依て資金の融通を爲すに比べて信用組合は此の點に於て大々特色を有すると謂ふことが出来る。

(2)次に擔保貸付とは組合は組合員に對し物的擔保を徴して資金を貸付くるものを謂ふ。右に述べた通り市街地信用組合を除いては信用組合の貸付は擔保を徴すること餘り多くない。擔保の種類に依て更に之を動産擔保貸付と不動産擔保貸付とに細分する。前者は地金銀、有價證券、商品、原料品等を擔保とするものであり、後者は宅地田畑家屋其の他の不動産物權を擔保とするものである。

信用貸付と擔保貸付を問はず、貸付は定期のものと當座のものとある。又同じく定期の貸付であつても短期(一ヶ月乃至一ヶ月)のものゝと長期のものとある。更に長期貸付は一時辨濟のものゝと分割辨濟とから成る。中小農業者に對して土地購入資金を貸付けた場合、中小商工業者に對して

店舗、工場機械買入資金を貸付けた場合に於ては長期に亘り年々之に依て生ずる収益の中から辨濟して行くべきものであるから、其の貸付は長期にして之れが辨濟方法は一年賦、半年賦、月賦等に依て濟崩されて行くことが多い。而して賦拂にも元利共に均等の場合と元金のみ均等の場合とある。後の場合に於ては別に利息を支拂はなくてはならぬ。

次に當座貸付は組合が組合員に對して當座貸越を爲す場合を最も普通とする。當座貸越は銀行に於けると餘り異なるところはない。矢張當座貯金者に對して之を爲すものであつて當座貸越契約の期間は不定期のものもあるが、多くは一ケ年の期間を定め、一ケ年毎に契約を更新して行くことが屢々行はれる。

## 二、割引業務

既に述べた通り手形の割引業務は市街地信用組合に於てのみ許されるものであつて、普通の信用組合は之を爲すことを許されない。手形の支拂期日は最長九十日を普通とし、期日到來と同時に決濟せられることが多い。従て極めて短期の金融である。中小業者は之に依て其の肥料

購入費原料仕入費其の他を調達することが多い。又信用組合は自己の資金を必要とするやうになると、産業組合中央金庫日本勸業銀行農工銀行等に再割引することが出来、信用組合から見ると此の種の融通は極めて有利であり便宜である。手形の割引にも擔保附の場合と全く信用の場合とある。手形の割合に於ても其の擔保となるべき種類は擔保代日代と場合と異なるところはない。又信用割引の場合に於ても保證人を徴することは前述の場合と異なるところはない。

### 三、貯金業務

既に述べた通り産業組合法第一條第一項第一號は「組合員ニ：貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト」と謂ひ、貯金業務は信用組合の受信業務中最も主要のものである。貯金業務は(1)組合員の貯金と(2)組合員外の貯金とに分つことが出来る。明治三十三年初めて産業組合法が制定せられた。當時に於ては貯金業務は組合員の貯金のみが認められ組合員外の貯金は未だ許されて居らなかつた。然るに貯金業務は漸次擴大せられて今日では組合員外の貯金をも取扱ふに至つたものである。尤も今日と雖も組合員の貯金を以て信用組合の貯金業務の中心と爲すことは變りな

い。次に組合員外の貯金は更に之を細分して(イ)加入豫約者の貯金(産業組合法第一條第二項)、(ロ)組合員と同一の家に在る者の貯金(同條第三項)、(ハ)公共團體又は營利を目的とせざる法人若は團體の貯金(同條同項)、並に(ニ)一般組合員外の貯金、と爲すことが出来る(同條第四項)。

(イ)加入豫約者とは、信用組合の区域内に居住し此の點に於ては組合員たる資格を有するも加入の際出資の義務を履行することが出来ない爲め、組合の承諾の下に組合員となるべき豫約を爲した者であつて、斯る者は出資一口を金額及出資一口に付定款の定むるところに依り拂込むべき加入金の合計金額に達する迄貯金を爲すことを要するものであつて、之を加入豫約者の貯金と稱する。而して斯る豫約金を爲すことが出来る期間は三箇年に限られてをるから、豫約貯金は三箇年を超過することはない。三箇年に至るも貯金が出資一口の金額及加入金の合計金額に達せずして組合員たり得ざる者は加入の豫約を廢して積立て及貯金の拂戻を請求することが出来る。

(ロ)信用組合に組合員と同一の家に在る者の貯金を取扱ふことを許した趣意は組合員の家族に對し貯金を奨励し其の便宜を與へむとするものに外ならぬ。(ハ)又公共團體又は營利を目的

とせざる法人若は團體の貯金を取扱ふことを認めたるも斯る團體又は法人に便宜を與へ兩者の關係を密接ならしむる趣意であつて、斯る團體又は法人には市町村を始め、神社、寺院、耕地整理組合、畜産組合、農會、貯金組合等を以て其の最も主なるものとする。

(ニ) 最後に一般の組合員外の貯金を取扱ふことは既述の如く市街地信用組合に於てのみ認められたものである。元來市街地信用組合を構成する組合員は多くは市街地の中小工業者であつて、普通信用組合の取引相手方が中小農業者であるに比し、其の資金の需要額が大きい。従つて斯る市街地信用組合に一般の組合員外からも貯金を取扱ふことを許し之を以て其の大量の資金の吸収に便ならしめたものと謂はれる。然し乍ら一般組合員外の者の貯金は組合員貯金とは非常に趣を異にしてをるから之を適當に保護する途を講ずることが必要である。是に於て産業組合法は此の點を留意し次に列擧する制限三者を設けた。

(a) 組合員外の者の貯金は左の金額を超過せざること(同法第一條第五項)。

有限責任組合に在ては出資總額及準備金其の他の積立額の合計金額、保證責任組合に在ては出資總額保證金額及準備金其の他の積立額の合計金額、無限責任組合に於ては出資總額

の五倍及準備金其の他の積立金の合計金額。

(b) 組合員外の者の貯金總額の四分の一以上の金額を拂戻準備金として積立て勅令の定むる所に依て之を管理することを要すること(産業組合法第四六條ノ三)。

(c) 産業組合法第四六條ノ二有限責任又は保證責任の市街地信用組合に於ては組合員外の者の貯金に關する債を完済することが出来ないとき、各理事は連帶して之を辨済する責任を有すること(第四十四條の三)。

組合員たると然らざるとを論ぜず、信用組合の貯金は大體定期預金、据置貯金、當座貯金、通知貯金、特別當座貯金等に分つことも出来る。

## 第八章 信用組合の解散及合併

### (一) 解 散

信用組合も他の産業組合と同様に左の事由に因りて解散する(同法第六二條第一項)。

(1) 總會に定めた事由の發生

- (2) 總會の決議
- (3) 組合の合併
- (4) 組合員が七人未滿に減じたる時
- (5) 組合の破産

總會に於て解散の決議は特別決議に依る（同法第六二條第二項）。組合が解散したときは合併及破産の場合を除くの外各事務所に於て其の登記を爲すことを要する（同法第六三條）。解散の決議は地方長官の認可を受くるに非ざれば其效力を生ぜず（同法第二五條）。

### (三) 合併

組合の合併の決議も特別決議に依る（第六二條第二項）。

總會の決議に因る解散は地方長官の認可を受くるに非ざれば其の效力を生じない（同法第六五條第六六條）。

合併後存続する組合又は合併に因りて設立したる組合は合併に因りて消滅したる組合の權利義務を承繼する（同法第六七條）。

### (三) 組織變更

信用組合は他の産業組合と同様に總組合員の同意を以て其の組織を變更することが出来る（同法第六八條）。

### (四) 清算

産業組合法第七十條以下に組合の清算に付規定を設けぬ。

## 第九章 信用組合の監督

信用組合は他の産業組合と同様に主務大臣、地方長官及北海道廳支廳長の監督に屬する（同法第五九條）。

監督官廳は何時にても報告を徴し、検査を爲し其他監督上必要なる命令又は處分を爲すことが出来る（同法第六〇條第一項）。

監督官廳は組合清算の場合に於て必要なりと認むるときは組合に對し其の財産の供託を命ずることが出来る（同法第六〇條第二項）。

又組合の事業又は組合財産の状況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるときは組合の行爲が定款若は法令に違反し其の他公益を害する虞があるときは主務大臣又は地方長官は總會の決議を取消し、理事其他役員の改選を命じ又は組合の事業を停止し若くは組合を解散することが出来ることとした（同法第六一條）。

## 第二篇 無盡會社

### 第一章 無盡會社の起源及其法制的發達

(一) 無盡會社は無盡、頼母子制度から派出したものであつて、無盡、頼母子の制度は之を鎌倉、室町兩時代に遡求することが出来る。而して之れが徳川時代に入つて大いに流行し、稍營業化の現象を見せたものが現はれ、明治時代に這入ると營業無盡は庶民金融、中小商工業金融として非常の勢を以て發達し遂に會社組織に依つて之を營むものが現はれて來た。即ち明治三十四年共榮貯金會社が設立せられ無盡業を營むだのを以て（大藏省調）最初の無盡會社とする。之に倣つて無盡會社を設立するものが又相續いた。大正三年大藏省官房銀行課「無盡に關する調査」に依ると、無盡業者八百三十一の内株式會社は四割強、合資會社は三割増、個人は約

一割五分に該り、株式會社の一社平均公稱資本金は五萬參千四百六十二圓、株式合資會社の一社平均公稱資本及出資金は二萬八千七百五十圓、合資會社の一社平均出資金は七千二百四十二圓、合名會社の一社平均出資金は四千八百五十圓にして其の基礎は何れも薄弱であつた。加ふるに其の取締は各府縣に委してをつたから、取締規則を設けた府縣と然らざる府縣とあり、同じく設けた府縣の間に於ても全く統一を缺き、其の取締が徹底せざるのみならず、業者中には其の不備に乘じ種々の不正營業を爲す者が現はるゝに至つた。即ち右「無盡に關する調査」に依ると、「無盡營業者の不正及營業無盡に關する弊害」として、次の諸點の列擧を見る。

- (1) 會社基礎の薄弱なること
- (2) 會社積立金の不足
- (3) 會社が手数料其の他の名義を以て取得する金額多きに過ぐること
- (4) 會社副業の多きに過ぐること
- (5) 概して細民に對して殘酷なる強制を敢てすること
- (6) 會員間に相識關係なく又會社の帳簿整理不備なる結果會員は不測の損害を受くること

を知らざること

- (7) 會社の資本金拂込を詐はり設立登記を爲すこと
- (8) 役員の身元不確實にして詐欺文書偽造横領窃盜等の前科者多きこと
- (9) 一組の不正會員を虚無の會員を以て補足し又は役員及役員關係者の持口多く、甚だしきは一組の半數以上に達すること
- (10) 役員及役員關係の掛金は空傳票とし掛金の拂込は之を爲さずして常に抽籤入札を爲し當籤落札に依り拂渡金と掛金とを相殺すること
- (11) 前二項の結果又は掛金滯金に不足を生ずるとき又然らざるも故意に言を左右にし當籤落札者に拂渡を爲さざること
- (12) 抽籤入札に不正手段を施し會社側に當籤又は落札すること
- (13) 故意に掛金を延滞せしめ營業規定に依り退會者と見做し掛金の一部を手数料として没收し殘額は満期迄抑留すること
- (14) 既に拂渡しを受けたる會員に對し故意に掛金を遅滞せしめ突然差押を爲すこと

- (15) 拂渡資金缺乏の結果は種々なる犯罪行爲を誘致すること
  - (16) 會員募集に付勧誘員に對し一口幾何の報酬を與ふることとする結果勧誘員は濫りに會員を勧誘し會社亦會員の選擇を爲さざること
  - (17) 猥りに名門名士の名を連ね會社の信用を維持せむとし一般を瞞着すること
- 是に於て斯る弊害を防止し無盡業の健全なる發達を爲さしむる爲め、其の統一的取締法制定の必要が世間一般に認めらるるに至つた。大阪商業會議所の如きは當時之が改善助長方法として

- (1) 會社又は合法的組合組織たらしむること
  - (2) 會社又は組合の基礎を鞏固ならしむるが爲め特別法の制定を爲すこと
  - (3) 法律又は命令を以て或程度迄講會、業務の方法を規定すること
  - (4) 課税を輕減すること
  - (5) 講の業務執行を監査するが爲め隨時帳簿の臨檢を爲さしめ得る規定を設けること
- の諸點を擧げ相當の取締法規の必要を唱道し、又政府當局に於ても其の必要を認め之が制定

の準備に着手することとなつた。

(二) 政府は無盡頼母子、即ち民事上の無盡と營業無盡即ち商事上の無盡とを區別し、後者に付てのみ取締法を設けることとし

- (1) 無盡業の業務範圍を明かにすること
- (2) 無盡業を免許營業と爲し主務大臣の監督の下に置くこと
- (3) 無盡業の主體として無盡會社を認むること
- (4) 無盡業類似の不正業務を取締ること

等の諸點に重きを置いて無盡業法案を作成し、之を大正四年第三十六臨時議會に提出した。帝國議會に於ては之に營業區域其他三點の修正を加へて可決し、御裁下を経て同年六月法律第二十四號を以て公布せられたものである。試みに當時の大藏大臣若槻禮次郎氏の貴族院に於ける説明演説を次に抄録して、無盡業法立案の趣旨を明にしたい。

〔前略〕 無盡の營業なるものは我國多年の習俗であります所の無盡講頼母子講と云ふものを巧みに營業化したものでありまして、金融の方便としては必ずしも不良の制度と申す



譯には参りませぬのであります。其の長を取り弊を矯めて相當の監督を加へましたならば、小商工業者の金融機關として相當の効果を擧げることが出来るであらうと思ひます。依つて此處に無盡營業に關する根本の法規を定めをして、經營の基礎を確實にすると同時に、掛金者の權利を保障し併せて監督の稠密を期したいと存するのであります。(下略)

現行の無盡業法は大正十年三月法律第一號及昭和六年四月法律第四十二號を以て之に若干の改正を加へたものである。臺灣に於ては大正五年二月律令第五號を以て「臺灣ノ無盡ニ關スル律令」を、又大正十一年四月制令第七號を以て朝鮮無盡業令を夫々定め臺灣及朝鮮に於ける無盡業を取締ることとなつた。

- 一、無盡業法(大正四年六月二十一日法律第二十四號、大正十年三月法律第一號改正、昭和六年四月法律第四十二號)
- 二、無盡業法施行細則(大正四年十月五日大藏省令第三十號)
- 三、無盡業法ニ依り主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルノ件(大正四年十月五日勅令第七十八號)

四、無盡業取扱方(大正四年十月十六日大藏省訓令第十六號)

五、無盡ニ關スル件(大正五年二月十一日律令第五號)

六、臺灣無盡業施行細則(大正十年八月十七日臺灣總督府令第三百三十一號)

七、無盡業ノ營業地ヲ管轄スル廳長ヲシテ行ハシムヘキ事項(大正五年二月十一日臺灣總督府令第十二號)

八、朝鮮無盡令(大正十一年四月二十二日制令第七號)

斯くの如く無盡業即ち商事上の無盡を取締る目的を以て無盡業法及之に附隨する諸法令の制定を見た。

## 第二章 無盡業の意義及主體

### (一) 無盡業法に於ける無盡

一、無盡業法上の無盡は之を次の二種類に分つ。即ち

#### (1) 基本無盡



## (2) 類似無盡

無盡業法第一條前段に於て「本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一口ノ口數ト給付金額トヲ定メ、定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ」と規定したるは茲に所謂基本無盡を指し、同條後段に於て「無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同シ」と規定したるは即ち類似無盡を指すものに外ならぬ。基本無盡の外に類似無盡を認めたる趣意は、元來無盡の方法は多種多様に於て斯る多種多様の無盡の中單に基本無盡のみを本法上の無盡と爲すは狭きに失し、社會の實情に遠かるが爲めである。仍て次に基本無盡及類似無盡の意義を夫々説明する。

一、基本無盡の成立には左の三者を具備することを必要とする。即ち

(イ) 一定の口數及給付金額を定むること。基本無盡は一定の口數(例へば三十口又は六十口の如し)及各掛金者に給付すべき金額を豫め定め、之を一組とし多數の掛金者を集め、之をして其の一口又は一口以上を引受せしむるものである。而して別に説明するが如く口數及給付金額は中途に於て之を變更することは許さぬ(無盡業法第十三條参照)。故に一定の口數及給付金額を定めざる

ものは茲に所謂基本無盡ではない。又中途に於て口數及給付金額の變更を爲し得るものも亦同様である。

(ロ) 掛金者をして定期に掛金を拂込ましむること。次に基本無盡は斯る多數の掛金者をして定期に(例へば毎月の如く)掛金の拂込を爲さしむることを要する。「定期」と謂ふが故に其の定めなきものは茲に所謂基本無盡ではない。又「掛金」と謂ふが故に拂込は金錢に限る。金錢以外の物を贖出せしむるものは基本無盡でない。掛金額は中途に於て之を増加するが如きことを爲し得ぬ(無盡業法第十三條参照)。而して各掛金者は一樣に所定掛金の拂込を爲すことを要し之を免るることを得ぬ。

(ハ) 一口毎に抽籤入札其の他類似の方法に依り掛金者に金錢の給付を爲すこと。掛金者が定期に拂込みたる掛金は之を一口毎に抽籤入札其の他類似の方法に依り之を掛金者に給付することを要する。即ち一口毎に各掛金者に給付を爲すことを要し縱令一口と雖も空口あるを許さぬ。又一口以上宛給付するを得ぬ。給付すべきものは金錢に限る。金錢以外の物は之を許さぬ。有價證券の給付も之を認めぬ。有價證券の給付を許すは次に述べべき類似無盡である。而して

給付は抽籤入札其の他類似の方法に依るを要し其以外の方法に依るを許さぬ。茲に「其ノ他類似ノ方法」と謂ふは規定に弾力を保たしめ、給付の方法に多少の變更を加へて法網を潜脱せむとする者を取締る趣旨であつて、其の方法は多々あるべし。本法提案の際政府委員は之を次の如く例示せられた。

「會員カ十人集マル場合ニ座布團ヲ布イテ居ツテ其ノ座布團ノ下ニ何カ物ガアツタ場合ニハ其人ヲ直チニ當籤者トスルト云フヤウナ事モアラウ。種々方法ヲ變ヘタラ抽籤入札以外ノ仕組ガ幾ラデモアラウト思ヒマス」

以上述べた基本無盡は本法定前に大審院の判決に於て營業的講會として採つた所の見解と大差はない（大正二年十月十一日大審院刑事部判決、刑錄第一九輯九六五頁法律評論第二卷刑法二〇二頁）。

註 大正二年十月十一日大審院刑事部判決

「會主ト稱スル者カ自己ノ事業トシテ講員ヲ募集シ一定ノ時期毎ニ一定ノ金額ヲ拂込マシム毎回抽籤又ハ落札ノ方法ニヨリ一定ノ金額ヲ會員ニ交付スル組織ノ下ニ經營スル賴母子講ナリ」

三、次に類似無盡とは上述基本無盡類似の方法に依り金錢又は有價證券の給付を爲すものを謂ふ。

(イ) 基本無盡類似の方法に依ること。基本無盡の要素を缺くも基本無盡と同視し得るものを指す。例へば百口無盡に於て毎回二口宛給付し五十回を以て終了するものの如きである。基本無盡に於ては一口毎に金錢の給付を爲すものなりと雖も之を二口宛爲すときは此の點に於て基本無盡たり得ぬ。然し乍ら社會の通念上斯る方法は基本無盡の方法と同視し得るから之を類似無盡と爲し得ると私は考へる（無盡通信第二卷第二號飯田氏無盡業法講義二三頁）

(ロ) 金錢又は有價證券の給付を爲すこと。類似無盡に於ては金錢又は有價證券の給付を爲すものである。基本無盡に於ては給付の目的物は金錢に限る。然るに類似無盡に於ては金錢の外有價證券をも許す。然し乍ら、金錢又は有價證券以外の物は之を許さぬ趣旨である。大審院は商品切手を以て茲に所謂有價證券中に包含せらるべきものとの見解を採つた（大正五年十一月八日大審院判決、法律評論第五卷諸法四八〇頁）

註 大正五年十一月八日大審院判決

「商品切手ハ(其所持人ニ限り商品ト引換ヲ受クルコトヲ得ルモノ)無盡業法ニ所謂有價證券ナリト認ムヘキモノニシテ證券ノ紛失滅失等ニ因リ一定ノ條件ノ下ニ於テ其ノ再度交付ヲ求メ得ルコトハ有價證券タルノ性質ニ消長ヲ來タスモノニ非ス」

註 物品に關する無盡は本法上の無盡にあらざる點に付ては本法制定の際大藏大臣若槻禮次郎氏が鳩山一郎氏の質問に對し次の如く答辯せられた所を見るべきである。「法此案ハ金融業者トシテ此無盡業ヲ見テ其取締法ヲ設ケル積リテ規定致シマシタノテ唯今御尋ニナリマシタヤウナ物品ニ關スル無盡ニ類シタ事柄ハ是ハ別ニ攻究スル積リデアリマス」

然らば基本無盡と同一の方法に依り有價證券の給付を爲すものは之を茲に所謂類似無盡と解すべきか。余は之を積極的に解する。故に結局類似無盡は、之を次の三者に分ち得ることとなる。即ち

- (1) 基本無盡類似の方法に依り金錢の給付を爲すもの
- (2) 基本無盡類似の方法に依り有價證券の給付を爲すもの
- (3) 基本無盡と同一の方法に依り有價證券の給付を爲すもの

四、基本無盡及類似無盡は如上説明の通りである。但し賭博及富籤に類似するものは縦令無盡に名を藉るも之を許さぬこと勿論である。(刑法第百八十五條乃至第百八十七條參照)。

五、本法第一條は斯くの如く基本無盡及類似無盡に付定義を下した。然し乍ら該條は其の目的に付制限する所がないから、苟くも富籤又は入札其他類似の方法に依り金錢又は有價證券を給付する以上其の目的が資金の融通に在ると其の他に在るとを論ぜず總て之を包含するものと解せなければならぬ(大正五年十一月八日大審院判決、法律評論第五卷諸法四七九頁)。

#### (二) 無盡業法に於ける無盡業

無盡業とは右に説明した所の無盡に關する營業を謂ふ。無盡業に關する取引は商行爲である(無盡業法第二條商法第二百六十四條第八號參照)。

無盡に關する營業は之を次の二種類に分つ。

- (イ) 狹義の無盡業
- (ロ) 無盡管理業

(イ) 前者は無盡業者が自己の事業として自己の計算に於て掛金者を募集し掛金者をして定

期に掛金の拂込を爲さしめ毎回富籤入札其の他類似の方法に依り各掛金者に一定の金額又は有價證券の給付を爲すものを謂ふ。故に無盡講と甚だしく趣を異にする。即ち

(1) 無盡講に於ては講員全體が當事者として組合を組織するに反し此の場合に於ては單に無盡業者と各掛金者との間に夫々契約を締結するに止まる。従つて無盡講に於ては講員相互の間に法律關係を生ずるも營業無盡に於ては掛金者相互の間には何等の法律關係をも生ぜぬ。

(2) 無盡講に於ては各講員が組合を組織するものであつて各講員相互の關係を定むる無盡契約は組合契約に外ならぬ。然るに營業無盡に於て無盡業者と各掛金者との法律關係は一種の無名契約に依るものと解せねばならぬ。即ち無盡業者と各掛金者との契約に依り掛金者は無盡業者に對し定期に掛金を爲すべき義務を負ひ無盡業者は富籤入札其の他類似の方法に依り金錢又は有價證券の給付を爲すべき債務を負ふものに外ならぬ(石坂博士民法研究第三卷八四頁以下)

(3) 無盡講の講元は講員たるの資格を有し初回に於て講金を受くる者又は講の業務執行者である。然るに無盡業者は其の經營する無盡に加入し掛金者たる者でない。

(4) 無盡講に於ては掛金は出資にして掛金及掛金請求權は講員全員の共有に屬する。然るに此の場合に於ては無盡業者は自己の計算に依り自己の名を以て掛金の拂込を受け且つ金錢又は有價證券の給付を爲すものであつて、掛金及掛金請求權は舉げて無盡業者に專屬する。従て無盡講に於ては一講員の未拂込掛金に對しては他の講員何人でも之を請求し得るに反し、此の場合に於ては一掛金者の未拂込掛金は未拂込者と他の掛金者との間に於て何等の法律關係を生ぜぬ。

之を要するに無盡業は無盡講と著しく性質を異にし、唯掛金拂込及給付方法が無盡講の形式を採るに過ぎないと謂はねばならぬ。

(ロ) 無盡管理業は營業として無盡の管理を爲すを謂ふ。(舊無盡業法第二條第二項、第一五條、新無盡業法第三四條第三五條)是れ營業として、單に無盡の管理を爲すに過ぎぬから、固より前述(イ)狹義の無盡業ではない。唯無盡業法は之を以て廣義の無盡業と取扱つたに止まる。故に之を準無盡業と呼むでも差支ない。

無盡業は免許營業である(無盡業法第三條第一項)。即ち主務大臣の免許を受くるに非ざれ

ば之を営むことを得ない。若も主務大臣の免許を受けずして無盡業を営むときは千圓以下の罰金に處せられる（無盡業法第二十六條）。

無盡業の主體は新無盡業法改正迄は之を會社と會社に非ざる者とに分つてをつた。然るに該改正法は時勢の進運に伴ひ之を株式會社に限つた（無盡業法第四條）無盡業を営む會社は無盡業會社と謂ふ。無盡業會社に付ては次章に於て之を説明する。

### 第三章 無盡業會社

#### （一）無盡業會社は株式會社に限る

無盡業會社は無盡業を目的とする會社である。商法上の會社は合名會社、合資會社、株式會社及株式合資會社の四種から成る。改正前の無盡業法は無盡業會社の種類に付別段制限する所がなかつたから無盡業會社も亦以上四種の會社に分ち得た。此の點擔保附社債信託法に依る信託會社と同じ（同法第一條）。然るに改正法は之を株式會社の一種に限つた（無盡業法第四條）。依つて今日では銀行法、信託業法及貯蓄銀行法と同様となつた（銀行法第三條信託業法第二條貯

#### 蓄銀行法第三條）。

無盡業會社は無盡業を目的とする會社即ち無盡業の主體である。無盡業の何ものたるかは既に前章に於て之を述べた。再言すれば無盡業會社は從來の無盡業に於ける親、管理人又は世話人に類似する地位に立ち、自己の計算に依り自己の名義を以て掛金者より掛金を集め更に自己の名義を以て其の集めた掛金又は有價證券を當籤者又は落札者に給付し、或は無盡業の管理を爲すを營業とする一種の金融會社（フィナンシャル・コムパニー）に外ならぬ。

嘗て無盡業會社を以て銀行即ち「公ニ開キタル店舗ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス者」として舊銀行條例（昭和三年新銀行法の實施と共に廢止せらる）の適用を受くべきかの問題を生じた。然し乍ら無盡業會社は銀行と異なる。無盡業會社は往々其の掛金給付前の掛金を積立金又は預け金と稱し、帳簿上之を銀行預金と同一の形式を以て整理すると共に無盡業契約に基く掛金の給付を貸付の形式と爲し、掛金給付後の掛戻金を分割辨濟金の如く取扱ひ、一見銀行條例に所謂「諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス」ものの如しと雖も、實は無盡業會社が各掛金者より定期に收受する掛金は、銀行の諸預り金と異なり要求拂又は定期掛等の債務を負擔す

るものに非ずして、唯當籤又は落札者に所定掛金の給付を爲す義務を負ふに過ぎず、又掛金者は當籤又は落札の場合に於て所定掛金の給付を受くる権利を有するも自己の醸出した掛金を隨時に引出し、又は定期に返還を請求し得るものに非ざるが故に、縱令積立てたる掛金の運用上貸付を爲すことありとするも（無盡業法第九條）無盡會社の事業は銀行の要素たる諸預りの業務を缺く。従て無盡會社を以て銀行と同一に解し難く大審院は銀行條例の適用なしと爲した。（大正二年（レ）第一八七四號同十二月二日大審院判決）。今日から見れば因より當然である。

註 大正二年十二月二日大審院判決

「銀行事業ニ必要缺クヘカラサル事項ハ預金契約趣意ニ從ヒ要求拂及ヒ定期拂等ノ債務ヲ負ヒ預金者ニ對シテ預金返還ノ責ニ任シ、他ノ一面ニ於テハ貸附等ノ方法ニ依リテ資金ヲ運用スルニ在リテ本院大正元年（レ）第二〇九五條第一點ノ判示ハ、其趣意ニ於テ多少ノ變改ヲ受ケルニ拘ラス原判決ノ確定シタル事實ニ依レハ判示會社ニ於テ、會員ノ積立金ヲ收納シタルコト及ヒ貸附ヲ爲シタルコトハ之ヲ認メ得ヘキモ、判示會社ニ於テ公ニ開キタル店舗ニ於テ營業シタリヤ否ヤ積立ニ付テハ果シテ要求拂及ヒ定期拂等ノ債務ヲ負擔シタルヤ等ハ不明ニシテ未タ俄カニ該會社ヲ法律上銀行ナ

リト論議スルコトヲ得ス

新銀行法第一條は「左ニ掲クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス」と爲し「一、預金ノ受入ト金銀ノ貸付又ハ手形割引ト併セ爲スコト」及「二、爲替取引ヲ爲スコト」を擧げ更に「營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス」旨を規定した。新銀行法の下した定義は舊銀行條例の定義と必ずしも同一ではないけれども、上述の如く掛金は預金の性質を有せず、又固より爲替取引でもないから矢張銀行業務ではない（小川博士新銀行法理由參照）。従て無盡會社は舊銀行條例に依るも又新銀行法に依るも銀行とは全く異なる譯である。

又舊貯蓄銀行條例は複利の方法を以て公衆の爲に預金の事業を營む者を貯蓄銀行と爲すと定め、新貯蓄銀行法第一條第一項は「左ニ掲クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス」と爲し「一、複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルルコト、二、一回十圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト、三、豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト、四、期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト」を擧げてをる。然れども無盡業は固より斯る貯蓄銀行業と本質に於て異なる（上掲大

正二年十二月二日大審院判決。従て無盡會社は貯蓄銀行とも全く異ると謂はねばならぬ。

註 大正二年十二月二日大審院判決

「又該會社カ銀行ニ非ストセハ貯蓄銀行條例第一條第二項ニ規定スル如ク更ニ複利ノ方法ヲ以テ公衆ノ爲メニ預金ノ事業ヲ營ミタル事實ヲ判示スルニ非サレハ、之ヲ原判決ニ掲記スル處斷法規ニ觸ルモノト爲スコトヲ得サルヲ以テ原判決ノ認定シタル事實ノミニ依リテハ被告人男三カ大臣ノ認可ヲ受ケシテ貯蓄銀行ハ業ヲ營ミタリトノ罪責ヲ判定スルコトヲ得ス」

無盡會社は無盡業法の定むる所に依り無盡業を營む會社である。無盡業法は無盡會社の設立營業の免許、其の他に付各般の監督及取締を規定する。勿論無盡會社は會社であるから無盡業法に別段の定なき限り之に付商法中會社に關する規定の適用あることは勿論である。

### (二) 無盡會社の最低資本金

無盡業法は無盡會社の資本金を制限して三萬圓以上と爲し、其の拂込金額は、一萬五千圓を下ることを得ざることとした(第四條)。會社の資本又は出資の總額に制限を加ふるは、銀行法、貯蓄銀行法、擔保附社債信託法、信託業法及債券賦割販賣業法等に於ても見る所であり、又其

金額に制限を加ふるは擔保附社債信託法及有價證券割賦販賣業法等に於ても見る所であつて、是れ會社の基礎を鞏固と爲さむが爲めに外ならぬ(銀行法第三條、貯蓄銀行法第三條、擔保附社債信託法第七條第八條、信託業法第二條有價證券割賦販賣業法第三條第二項)

### (三) 商 號

無盡會社は其の商號中に無盡なる文字を使用することを要する(第五條第一項)。蓋し一見して無盡會社たることを明かにせしめ、一般公衆をして他との識別を容易ならしめ過誤に陥るを防止せむが爲めである。従て無盡會社に非ざるものは其の商號中に無盡なる文字を使用することを許さぬ(同條第二項)。

此等の點に關しては銀行法、貯蓄銀行法、信託業法も同様の規定を有する(銀行法第四條、貯蓄銀行法第四條、信託業法第三條)。有價證券割賦販賣業法には斯る規定はない。擔保附社債信託法に依る信託會社は商號中に信託なる文字を使用し得るに止まり(信託業法第三條第二項但書)。之が使用を強要せらるるものではない。

### (四) 他の事業兼營の禁止

一、無盡會社は他の事業を兼營することを得ない（無盡業法第六條）。

従來無盡會社にして金錢の貸借、土地建物の賣買、貸借の仲介及周旋、各種の代理業務、各種物品の委託販賣、財産の管理、集金事務、並に土地の評価及鑑定等を兼營する者が尠くなかつた。然るに無盡會社は免許に依り營業を爲すものにして、濫に他の事業を兼營せしめ、本來の事業の基礎を弱からしむべきものではないから本法の制定と共に之を禁止するに至つた。

但し之には經過的の例外として無盡業法施行の際迄（大正四年十一月一日）六箇月引續き他の事業と共に無盡業を營む會社が無盡業の免許を申請し、之を免許した場合に於て主務大臣たる大藏大臣は其の免許と共に五年内の期間を定め、其の營める他の事業の兼營を認許することが出來た（改正前無盡業法第三十二條同無盡業法施行細則第二十七條）

銀行法の貯蓄銀行法、擔保附社債信託法、信託業法及有價證券割賦販賣業法も亦無盡業法と同様に他の事業の兼營を制限してをる（銀行法第五條、貯蓄銀行法第五條及第六條、擔保附社債信託法第六條、信託業法第五條第六條、有價證券割賦販賣業法第五條第一號）。

改正前の無盡業法は會社に非ざる者も亦無盡業を營むことを許したものであつて、斯る者は

主務大臣たる大藏大臣の認可を受ければ他の事業を兼營することが出來た（改正前無盡業法第五條第二項）。蓋し會社に非ざる者は營業の規模が小にして主務大臣の認可した範圍に於て他業を兼營せしむるも弊害がないからである。然し乍ら改正後の無盡業法が株式會社以外の者が無盡業を營むことを禁じたことは既述の通りである。

#### （五）營業上の資金運用の制限

無盡業法は左の方法に依る外其の營業上の資金を運用することが出來ない（無盡業法第一〇條）。

（1）國債、地方債、其他特別の法令に依り設立したる法人の債券又は株式の買入（昭和六年四月改正）

（2）前號の有價證券又は不動産を擔保とする貸付（大正十年三月改正）

（3）掛金者に對し既に拂込みたる金額を限度とする貸付（昭和六年四月改正）

（4）掛金者に對し既に拂込みたる金額を超過し契約給付金額を限度とする貸付（大正十年三月及昭和六年四月改正）



(5) 銀行への預け金又は郵便貯金

但し(4)の貸付金総額は無盡會社の拂込済資本金及諸準備金の總額を超ゆることを得ない。元來無盡會社をして無制限に其の營業上の資金を運用せしむるときは、之を不當、不確實なる方面に運用して、會社の基礎を破壊し、會社と無盡契約を爲したる掛金者に不測の損害を蒙らすこととなるからである。之と同趣意の規定は貯蓄銀行法、信託業法、有價證券割賦販賣業法にもある(貯蓄銀行法第十一條信託業法第十一條有價證券割賦販賣業法第六條)。又産業組合中央金庫法(第五十條)。日本勸業銀行法(第三十二條)、日本興業銀行法(第十條)。農工銀行法(第二十三條)。北海道拓殖銀行法(第九條)には預り金又は營業上の餘裕金の運用に付制限がある。

(1) に列擧する國債證券及地方債證券に付ては説明を要せぬ。「特別ノ法令ニ依り設立シタル法人」としては例へば日本銀行、横濱正金銀行、株式會社日本勸業銀行、株式會社日本興業銀行、農工銀行、株式會社北海道拓殖銀行、株式會社臺灣銀行、朝鮮銀行、株式會社朝鮮殖産銀行、南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社等を擧げ得る。而して斯る會社の發行する債

券(社債の義と解す。有價證券割賦販賣業法第六條第一號參照)は勸業債券、興業債券、農工債券、北海道拓殖債券、朝鮮殖産債券、東洋拓殖債券及南滿洲鐵道株式會社々債である。尙産業組合中央金庫の發行する産業債券も亦差支ない。但し産業組合中央金庫は法人であるが會社でないから昭和六年の改正の際、「特別ノ法令ニ依り設立シタル會社」とありしを「特別ノ法令ニ依り設立シタル法人」と改めたものである。斯る制限は有價證券割賦販賣業法に於て之を見る(同法第六條第一號)。然るに貯蓄銀行法及信託業法は共に廣く總ての會社の社債及株式と爲し法律を以て其の範圍を限定せずして唯社債及株式に付ては、其の種類を定め主務大臣の認可を受け置くこととし(貯蓄銀行法第十一條第二項、信託業法第十一條第二項、規定に弾力性を含ましめてをる。尙又無盡業法は特別の法令に依り設立したる法人の債券(社債)又は株券(株式)の買入に限る。然るに貯蓄銀行法、信託業法及有價證券割賦販賣業法は「社債又ハ株式ノ應募引受又ハ買入」と爲し、買入の外に應募及引受を認む。法律の權衡上より見るも又特に本法に限り之を買入のみに止むる必要な點に鑑みるも本法改正の際には此の點も改めて欲しい。

(2) 「前號ノ有價證券(中略)ヲ擔保トスル貸付」は貯蓄銀行法、信託業法及有價證券割

賦販賣法の規定と異なる所はない（貯蓄銀行法第十一條第一項第二號、信託業法第十一條第一項第二號、有價證券割賦販賣業法第六條第二號）。（1）に述べた通り有價證券の範圍を擴張すれば夫れに應じて（2）の有價證券の範圍も擴張せらるゝこととなる。「又不動産ヲ擔保トスル貸付」も貯蓄銀行法の定むる所と異なる所がない（貯蓄銀行法第十一條第一項第三號）。信託業法は「不動産又ハ法令ニ依リテ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付」とある。現在斯る財團は工場抵當法に依る工場財團、鑛業抵當法に依る鑛業財團、漁業財團抵當法に依る漁業財團、鐵道抵當法に依る鐵道財團、「軌道ノ抵當ニ關スル」法律に依る軌道財團及運河法に依る運河財團、自動車交通事業法に依る自動車交通財團がある。將來無盡業が更に大いに發達すれば、斯る財團に對しても貸付くことも起つて來るであらう。

尙此の不動産を擔保とする貸付は大正十年三月法律第一號に依て之を追加したものである。

（3）掛金者に對し既に拂込したる金額を限度とする貸付は昭和六年改正の際追加したものである。（4）「掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ超過シ契約給付ノ金額ヲ限度トスル貸付」は貯蓄銀行法第十一條第一項第四號に規定する「預金者ニ對シ其ノ預金額ヲ限度トスル貸付」及同

條同項第五號に規定する「第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權ニ對シ其ノ給付金額ヲ限度トスル貸付」並に有價證券割賦販賣業法第六條第三號に規定する「買入ノ契約ヲ爲シタル者ニ對シ既ニ拂込ミタル賦拂金ヲ限度トスル貸付」に比すべき規定である。又生命保險會社が既に拂込みたる保險料を限度として貸付をなすのも之に類する。斯く後二者は「預金額」又は「既ニ拂込ミタル賦拂金」と謂ふ。本法も舊と「掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル掛金額ヲ限度トスル貸付」とあつた。然るに大正十年三月法律第一號に依り現行法規の如く改め、其の限度を既に拂込みたる掛金額のみならず、契約給付金額迄擴張した。仍つて新に第九條第二項即ち「前項第三號ノ規定ニ依ル貸付總金額ハ拂込濟資本金及諸準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ス」の規定を追加したものである（大正十年三月法律第一號追加）。然るに掛金者に對し既に拂込みたる金額を限度とする貸付が再び復活したことは上述の通りである。

（5）「銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金」は貯蓄銀行法第十一條第一項第六號信託業法第十一條第一項第七號及有價證券割賦販賣業法第六條第四號と同じ。大正十一年信託業法の制定があり、翌十二年一月一日より其の實施を見るに至りたれば以上の外金錢の信託、詳言すれば信託

業法に依る信託會社(擔保附社債信託法に依る信託會社に非ず)に對する金錢の信託を追加すべきである。大正十四年保險會社には之を許した(保險業法施行規則中改正大正十四年商工省例第六號)

(六) 營業區域の制限並に無盡契約の禁止

無盡會社の營業は道府縣の一定區域内に限られ、之を其の定款の中に記載しなければならぬ(無盡業法第七條)。無盡業の母體たる無盡講賴母子に在ても其の性質上地域的等の制限がある。無盡業に於ても其の性質は繼承せられてをる。

無盡會社並に其の取締役、監査役、使用人及代理店主は何人の名義を以てするを問はず、自己の計算に於て會社と無盡契約を爲すことを得ぬ(無盡業法第十二條第一項)。蓋し不正の行はれる虞があり弊害を伴ひ易いからである。

無盡會社は無盡の缺口又は掛金の拂込を爲さざる者ある場合と雖も第一回の富籤入札其の他類似の方法を行ひたる後は掛金者の不利益に給付を變更し又は給付金額を増加することは出来ない(無盡業法第十三條)。前述の如く掛金の拂込を爲さざる者がある場合に於ても他の掛金者は直接、掛金の拂込を爲さざる者に對して其の拂込を強要する由がない。故に缺口あるとき

は勿論のこと、掛金の拂込を爲さざる者があるときは之に因つて生ずる損失は一切無盡會社の負擔とすべきであつて、掛金者の不利益に給付金を變更し、又は給付金額を増加して右の損失を掛金者に轉嫁することを嚴禁したものである。

無盡の管理を爲す會社は其の管理する無盡の掛金の拂込がない場合は無盡會社が該掛金者に代り掛金の拂込を爲す責任を有する(無盡業法第三十四條)。是れ亦之に依り掛金者が不當の損害を蒙ることを免れしむる趣意である。無盡會社は又代理店をして其の代理事務に關し、代理店の出張所其他の従たる營業所又は復代理店を設けしむることを得ない。又代理店自らも之を爲すことを得ない(無盡業法第九條)。

(七) 無盡會社の準備金

商法は株式會社が其の資本の四分の一に達する迄法定準備金を積立つべき旨を命じ、而して其の財源は利益と株式の額面超過額とした。即ち利益を配當する毎に法定準備金として利益の二十分の一以上を積立てしめ又額面以上の價額を以て(プレミアム附)株式を發行したるときは其の額面を越ゆる金額は之を法定準備金に組入れしむることとした(商法第一九四條)。無

盡業法は斯る商法の規定に對し特則を設けた（無盡業法第十四條）。即ち無盡會社は資本の總額に達する迄は利益を配當する毎に準備金として其の利益の十分の一以上を積立つることを要する。但し此の場合は利益を配當し又は利益ある場合に限る。株式を額面以上の價額を以て發行したるときは本條の適用はない。故に此の場合は商法に従ふのみ。而して準備金の最高限度は資本の總額とし、商法に比し高い。無盡業法が無盡會社をして特に高率の準備金を積立てしむるの資本の總額又は金錢に依る拂込金額を制限したと同じ趣旨にして、會社の基礎を鞏固にせむが爲に外ならぬ。銀行法第八條貯蓄銀行法第二十一條信託業法第十二條、有價證券割賦販賣業法第十四條も之と同一の規定を有する。

#### （八）事業報告書及貸借對照表

無盡會社は毎半年事業の報告書を作り主務大臣に提出し又半年毎に大藏大臣所定の様式に依り貸借對照表を作り新聞紙に之を公告することを要する（無盡業法第十六條第十七條）。銀行法（第十條及第十一條）。貯蓄銀行法（第二十一條）。信託業法（第十三條）。擔保附社債信託法施行細則（第二十六條ノ三）。有價證券割賦販賣業法（第十二條第十三條）。にも同様の規定を有す

る。無盡會社の事業年度は毎年一月より六月迄を上半期として七月より十二月迄を下半期と爲す（無盡業法第十五條）斯くの如く事業年度を一定したのは監督取締の必要の爲めである。

無盡會社の事業報告書は事業年度經過後二月内に大藏大臣に提出しなければならぬ。但し已むを得ざる事由あるときは地方長官の認可を得て之を延期することが出来る（無盡業法施行細則第二十三條）。而して右事業報告書は無盡業法施行細則所定の雛形に準じて調製することを要する（同條）。

尙無盡會社の監査役は無盡會社の業務及財産の狀況に關する調査の結果を記載したる監査書を毎營業年度一回作成して之を本店に備置かなければならぬ（無盡業法第十八條）。

掛金者は債権者であるから商法第九十一條第二項に依り營業時間内何時にても無盡會社の財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益處分等に關する議案の閲覽を請求し又其の加入せる無盡の掛金者五分の一以上の同意を得て其の加入せる無盡に關し命令所定の事項に付説明書の交付を請求し得る（無盡業法第二十條）（信託業法第十三條第一項第十七條參照）。其の加入せる無盡の掛金者五分の一以上の同意を得てと制限したるは少數の掛金者の權利の濫用を防止する爲め

に外ならぬ。

(九) 無盡會社の取締役の責任其他

一、無盡業法は無盡會社の取締役に對し、一般的責任の外特に次の特別責任を負はしめた。無盡會社が會社の財産を以て其の債務を完済することが出来なくなつたときは、其の各取締役は無盡契約に基く會社の債務に付連帶して其の辨済の責を負はせられてをる（無盡業法第十條第四十三條）。蓋し無盡會社も銀行、信託會社と同じく他人の爲めに財産を管理處分する營業を爲すものであるから、其の業務を執行する任に在る取締役に斯る重責を負はしめた次第である。尙此の取締役の責任は取締役の退任登記前の債務に付退任登記後二年間仍ほ存続する（同條第二項）。無盡會社の取締役、監査役等は何人の名義を以てするを問はず、自己の計算に於て其の會社と無盡契約を爲すことが出来ない（無盡業法第十二條）。又無盡會社の常務に従事する取締役又は支配人は主務大臣たる大藏大臣の認可を受けなければ他の會社の常務に従事することを得ない（無盡業法第十九條第四十三條）。蓋し取締役又は支配人が任務を怠ることを防がむとするものに外ならぬ。

(十) 無盡會社の解散及合併

無盡會社の合併は主務大臣たる大藏大臣の認可を受けなければ其の效力を生ぜぬ（無盡業法第二十一條）。蓋し無盡業は免許營業であるから、其の監督上認可を以て合併の效力發生要件とした。

無盡會社が合併の決議を爲したるときは商法第七十八條に規定する諸手續を了したる後、各會社の總取締役が署名したる認可申請書に左の書類を添附して主務大臣たる大藏大臣に提出することを要する。

- (1) 總會の決議録又社員の同意ありたることを知るに足るべき書面
- (2) 合併に關する契約書
- (3) 合併に因り存続する會社又は合併に因り設立する會社の定款
- (4) 商法第七十八條第一項に依り作成した貸借對照表
- (5) 商法第七十八條第二項に依る公告催告及商法第二百二十條ノ二の通知を爲したることを知るに足るべき書面

銀行法（貯蓄銀行法第二十一條）信託業法及有價證券割賦販賣業法は本法と同様に主務大臣の認可を以て合併效力の發生要件と爲す（銀行法第十四條、信託業法第十四條有價證券割賦販賣業法第四條）。其の趣意は本法に於けると同様である。

次に銀行法第十五條は「銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スヘキ催告ハ預金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セ」ざる旨を定む。舊銀行條例第二條の三亦同じ。蓋し「預金者ニ對シテ各別ニ催告スルコトハ煩ニ堪ヘサルノミナラス徒ニ合併ヲ遅延セシムルノ虞ナシトセス仍テ銀行法ハ之ニ除外例ヲ設ケ預金者ヘノ催告ハ之ヲ爲スコトヲ要セサルモノト定ム、是レ亦銀行合併ヲ促進スルノ精神ヨリ出ツルモノトス」（理由書）此の種の便法は無盡會社の合併にも必要がある。無盡業法は昭和六年改正の際之を補はなかつた。然し之を補つた方がよいと考へる。

又新銀行法第十六條は「銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得、合併ニ因ル株式併合の場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二但書ノ期間ニ付亦同シ」の旨を定む（舊銀行條例第二條ノ四參照）。無盡業法に於ても相當の方

法を以て斯る便法を許すを適當とするであらう。

無盡會社が無盡會社に非ざる會社に合併せられて無業會社の掛金者に對する債務を承繼したときは主務大臣たる大藏大臣は其債務を完済する迄財産の供託を命じ其他必要なる命令を爲すことが出来る（無盡業法第二十八條）。

無盡會社が其の目的を變更し無盡業以外の業務を營む會社として存続する場合に於ては主務大臣たる大藏大臣は其無盡會社に關する事務を管理し其の會社が掛金者に對する債務を完済する迄必要に應じ財産の供託を命じ、其他必要なる命令を爲す事が出来る（無盡業法第二十八條）。

無盡業の廢止又は無盡會社の解散の決議は主務大臣たる大藏大臣の認可を受けなければ其の效力を生ぜぬ（無盡業法第二十七條）。蓋し無盡會社の合併の場合と同様の趣意からである。

無盡業法第二十五條第二十六條は主務大臣が必要と認むるときは無盡會社の營業を取消し得る旨を定むる。之は、銀行法（第二十七條）、信託業法（第十九條）、擔保附社債信託法（第十二條）、有價證券割賦販賣業法（第十六條）と同一の趣旨に外ならぬ。

無盡會社が營業の免許を取消されたときは、無盡會社は之に因て解散する。此の點銀行法第

二十七條第一項及擔保附社債信託法第十三條の趣旨と同一である。

(十一) 無盡會社の清算、破産又は強制和議

無盡會社の清算は裁判所の監督に屬する(無盡業法第三十一條参照)。

無盡會社が營業の免許を取消されて解散した場合に於ては、清算人は裁判所に於て利害關係人の請求に因り又は職權を以て之を選任する。斯くの如くにして選任せられた清算人を解任する場合も亦同様である(無盡業法第二十九條第二項)。

無盡會社が其の他の事由に因り解散した場合に於ては裁判所は利害關係人の請求に因り、又は職權を以て清算人を解任することが出來、斯くの如く清算人を解任したときは裁判所は清算人を選任することが出來る(無盡業法第三十條)。

裁判所は無盡會社の清算事務及財産の狀況を検査し、又必要に應じて財産の供託を命ずることが出來、其の他其の清算の監督上必要なる命令を爲すことが出來る(無盡業法第三十一條)。無盡會社の清算が裁判所の監督に屬することは既に述べた通りである。無盡會社の破産又は強制和議も裁判所の指揮監督の下に在る。然るに既に述べた通り無盡業は主務大臣たる大藏大

臣の監督の下に立つてをるものであるから、無盡會社の清算破産又は強制和議の場合に於ては裁判所と大藏大臣又は其指揮の下に立つ官吏の協力を必要とすることが屢々起る。是に於て無盡業法は無盡會社の清算破産又は強制和議の場合に於て裁判所が無盡會社の検査監督に従事する官吏に對し意見を求め又は検査若は調査を囑託することを認め(無盡業法第三十二條)。又逆に無盡會社の検査監督に従事する官吏が裁判所に對し意見を陳述することを許した(無盡業法第三十三條)。

## 第四章 無盡會社の業務

### (一) 法律上の性質

既に述べた如く、無盡會社の無盡は會社が自己の名に於て講員より掛金を集め自己の名に於て之を當籤者若は落札者に給付するものにして會社自體は掛員となるものでなく、講員以外の立場に在つて報酬其の他の利益を受くるものであるから、固より之を共同の事業を營むことを目的とする契約即ち組合であると謂ふことは出來ぬ。尙又大審院の判例は嘗て之を以て無盡會

社と各議員との間に成立する一種の消費貸借であるとしたけれども（明治三十五年六月十二日同三十七年三月十日、同四十年三月二十七日、同四十三年十二月九日大審院判決）此の見解は無盡講に於て當を得ざるが如く又無盡會社の無盡に於ても妥當でない。即ち假に之を以て消費貸借なりとすれば要物契約であるから會社が當籤者又は落札者に給付する以前に於ける會社と議員との關係を説明することが出来ない。且つ掛金は貸付金たる性質を有しない。又掛金は必ずしも分割辨済と見るべきものでもない。從て別に述べた如く私は之を一種の無名契約と解したい。即ち無盡會社と各議員との契約に依り各議員は會社に對し一定の時期毎に一定の金額を給付すべき債務を負ひ、會社は抽籤若しは入札の方法に依り議員の給付金額に相當する額（尙手數料として多少減額せらるる）を各議員に給付すべき債務を負ふものと解したい。即ち双方とも交換的に金錢給付の債務を負ひ唯異なるは其の履行の方法及時期に付てのみである。議員の債務履行期は回期的なるに反し會社の債務履行期は抽籤若しくは入札に依り定まる。即ち不確定期限である。從て無盡會社の無盡と各議員との間に個別的に契約上の法律關係が発生するものにして議員相互の間には全く何等の法律關係をも生じない。此の點は無盡講と異なる最も明白な

る點である。從て各議員は他の議員に對し直接掛金の醸出を請求することが出来ない。無盡會社は自己の名に於て各議員より掛金を収集するものにして集收された掛金即ち掛金の所有權は會社に歸屬する。此の點も無盡講に於て掛金が議員全體の共有に屬する點と異なる所である。尙此等の點は既に述べたから爰に詳述せぬ。

無盡業者の營業として爲す行爲は商法第二百六十四條に所謂廣義の銀行取引に該當する（昭和五年（一）第七〇一二條同年六月二十日）。而して此の點に關しては最近の改正に依て更に明瞭（大阪區裁判所判決、法律新聞第三一四一號）となつた。

註 昭和五年六月二十日大阪區裁判所判決「無盡業者ノ營業トシテ爲ス行爲ハ商法第二百六十四條ニ所謂銀行取引ニ該當スル爲ヨリ本件掛戻債權ハ商行爲ニヨリテ生シタル債權トシテヨク々年ノ時効ニヨリテ消滅ス」

### （二）議員募集及無盡契約の締結

無盡業法施行細則は無盡の口數を制限して百を超過することが出来ないこととした（第十條）。從て營業無盡に於ける議員は百名を最大限度とする。



先づ無盡會社は此の限度に於て其の無盡契約約款に規定する一組の口數を充すために所要の講員を募集することを要する。勿論一人にして數口を引受けることは出来る。無盡會社が従來行つた所の講員募集方法は紹介であつた。會社は講員の紹介に依つて一組の講員を募集した。然し乍ら今日では公告を應用し、又は募集員を派して講員の募集を爲すものも少くない。將來に於ては更に新方法を案出し採用しなければならぬと思ふ。募集員に一定の口錢を與へて講員を募集せしむることに可成りの弊害ある場合ありと聞く。

次に無盡會社は此等の應募者と夫々無盡契約を締結する。無盡契約は證書に依り、尙無盡契約約款の全文を記載し又は之を記載したる書面を添附しなければならぬ（無盡業法施行細則第七條）。而して契約の期限は五年以上なることを許されない（同第八條）。即ち契約の限期に付最長限度の制限がある。

斯くの如く契約者の引受口數が一組に要する所定口數に達すれば營業無盡は成立する。故に普通の場合一組全口の引受あることを條件として會社と各講員との間に夫々契約を締結するものと解する。但し各講員間には何等の申合又は契約を要せぬことは既述の通りである。

理論よりすれば斯の如く無盡會社が無盡契約を締結するに當り相手方たる講員が果して毎會掛金を爲し得るや否やを吟味し之を爲し得る者のみを集めて無盡を開始しなければならぬ筈である。業者の間に於ても此の點は尙進んで考究せられてをると聞く。

### (三) 無盡給付金額講金及掛金

一、無盡業法施行細則は無盡給付金額、即ち掛金をも制限して一千圓以下とした（第九條）。無盡會社は其以下に於て無盡給付金額を數種に分つを普通とする。東京に於ける一主要會社は此點に關して次の如き種類に分つ。

(給付金額)	(掛金)
(1) 一千圓無盡	十五圓
(2) 五百圓無盡	七圓五拾錢
(3) 參百圓無盡	四圓五拾錢
(4) 貳百圓無盡	參圓

掛金は普通掛金の給付があつた時の前後に依り區別し給付前のものを積立金若くは積立掛金

と稱し給付後のものを返済金若くは返済掛金と呼ぶことがあるけれども、此の區別は専ら取扱上の便宜に出で法律上の性質は兩者何等相異なる所のない。即ち掛金の給付を受けた次回から掛金遞減、割戻金花圖等の特権がなくなるから實際上の掛金額は少しく増すを常とする。蓋し早く掛金を受けたものは夫れ丈之に依り利益を享受するからして其の代償として實際上餘分の掛金を爲さねばならぬのである。蓋し公平の原則に依る。

今日行はれる掛金積立の方法は誠に千差萬別であるが、その中模範的のものを擧げると遞減積立法及定額積立法の二つであらう。以下之に付て少しく説明を加へて見たい。

遞減積立法とは回数増加に従ひ掛金給付未済者の積立金額を遞減する方法にしても關西地方に於て多く行はれた。故に普通大阪式無盡と稱する。

今此の方法を採用する一組の口數五千、百圓無盡に於ける掛金給付未済者の積立掛金を擧げて見たい（大藏省大臣官房銀行課調共榮貯蓄株式會社實例）。

(回)	數	(積立掛金額)
自第一回	至第三回	五圓

自第四回	至第十三回	貳圓五拾錢
自第十四回	至第二十三回	貳圓
自第二十四回	至第三十四回	壹圓五拾錢
自第三十五回	至第四十五回	壹圓
自第四十六回	至第五十回	五拾錢

積立金合計九拾圓

一組の數五十口參百圓無盡積立掛金表（給付未済者の）

(回)	數	(積立掛金額)
自第一回	至第六回	拾圓
自第七回	至第十六回	七圓五拾錢
自第十七回	至第二十六回	六圓
自第二十七回	至第三十六回	四圓五拾錢
自第三十七回	至第四十五回	貳圓五拾錢

自第四十六回 至第五十回 壹圓五拾錢  
積立金合計貳百七拾圓

即ち積立掛金の定め方は全く百圓のものと相比例してゐる。

斯の如く講金給付未済者は右表に依て掛金を積立つるのであるが一度抽籤若は入札に依り講金の給付を受くるときは次回より掛金遞減の得點は停止せられ爾後百圓無盡に在ては毎回貳圓參拾錢宛、參百圓無盡に在ては毎回七圓宛を掛戻すことを要する。

例へば百圓無盡に於て第三回目に講金の給付を受けたとすれば其の者は

自第一回至第三回  $5圓 \times 3 = 15圓$   
自第四回至第五十回  $2,3圓 \times 47 = 108,1圓$   
total 123,1圓

百貳拾參圓拾錢の掛金を爲すこととなり第十回目に講金の給付を受けたとすれば其の者は

自第一回至第三回  $5圓 \times 3 = 15圓$   
自第四回至第十回  $25 \times 7 = 17,5圓$   
自第十一回至第五十回  $2,3 \times 40 \times 9 圓$   
total 124,5圓



百貳拾四圓五拾錢の掛金を爲さなければならぬ。又五十回目に講金を受領したとすれば前表の通り其の者は僅に九拾圓の掛金を爲せば足る。

尙毎回無盡會社が特別配當利息金又は特別配當金等給付することあるは既述無盡講に於けると同様である。

三、然るに無盡會社中には斯る遞減積立法を巧に變形し、或回数に至る迄は遞減法を採用し乍ら其の後は掛金を積立てしめない許りか却つて遞増的に利子と稱する特別給付金を與へて以て人心を蒐攬せんとするものがある。次に一例を示す（大藏省大臣官房銀行課調、勸業貯金株式會社舊規定）。

○一組五十口百圓無盡に於ける給付未済者の積立掛金表

(回 數)		(積立掛金表)	
自第一回	至第二回	五圓	
自第三回	至第五回	參圓	
自第六回	至第十回	貳圓五拾錢	

自第十一回	至第十五回	貳圓四拾錢
自第十六回	至第十八回	貳圓參拾錢
自第十九回	至第二十二回	貳圓貳拾錢
自第二十三回	至第二十五回	貳圓拾錢
自第二十六回	至第二十七回	貳圓
自第二十八回	至第三十一回	壹圓五拾錢
第三十二回		壹圓四拾錢
第三十三回		壹圓參拾錢
第三十四回		壹圓貳拾錢
第三十五回		壹圓拾錢
第三十六回		壹圓
第三十七回		九拾錢
第三十八回		八拾錢

第三十九回		七拾錢
第四十回		六拾錢
第四十一回		五拾錢
第四十二回		參拾錢
第四十三回	拂辰	五拾錢
自第四十四回 至第四十五回	支拂利子	貳圓
第四十六回	支拂利子	參圓
第四十七回	支拂利子	五圓五拾錢
第四十八回	支拂利子	六圓五拾錢
第四十九回	支拂利子	八圓
第五十回	支拂利子	拾圓

積立掛金總額

八拾五圓

支拂利子總額

參拾六圓五拾錢

## 差引掛金實額

四拾八圓五拾錢

併し乍ら抽籤若は入札に依り講金を受くるときは掛金に變化を來すことは曩に述べた遞減法と同様であるけれども、唯遞減法は講金給付済者の掛金に付ては定額主義を採るに反し、此の變形遞減法は之に付ても亦遞減主義を採るものである。即ち

イ 第三十回迄に給付を受くるときは

自第一回至第五回

前表に依る

自第六回至第五十回

貳圓五拾錢

ロ 自第三十一回の間にて給付を受くるときは

自第四十二回

前表に依る

自第一回至第三十回

貳圓參拾錢

ハ 自第四十三回の間にて給付を受くるときは

自第五十回

前表に依る

定額積立法、定額積立法は所謂東京式無盡と稱せらるゝものであつて掛金額が回数を重ねる

に従ひ遞減せらるゝことなく、無盡契約に基いて常に一定額の積立をなさしむるものである。私は此の適例として帝國無盡株式會社の一組七十口壹千圓無盡積立法を擧げて見る。此の無盡の掛金額は講金の給付を受けたると否とに關係なく毎回拾五圓であれば毎回の總掛金高は壹千五拾圓となる。

無盡會社は右の中壹千圓を以て給付金と爲し残額五拾圓を手數料として自己の利得とする。斯くの如く此の積立法は遞減法に比して頗る取扱が簡便であるが、講員の興味を惹起する點に於ては遙に遞減法の後位に立つこととなる。

普通、掛金は講會日若は其の以前に會社に拂込ましむることとするを常とする。但し集金人を派して集金さすものもある。無盡會社は掛金を怠る者に對して抽籤權若は入札權、特別分配金割戻金の分配等を受くる權利を失はしむることゝ定めてをるものが多い。又滯納金に對して遅延利息を附し若は損害賠償の規約を爲してをるものも少くない。

講金給付の順序を決定する爲に用ひらるゝ抽籤若は入札の方法は既述無盡講に於けると殆んど大差がない。

無盡會社中には抽籤若は入札の中何れか一を採用するものと又兩者を併用するものとあることも無盡講に於けると同様である。同じく兩者を併用するものに在つても例へば「入札幾回に對し抽籤幾回」の如く豫め單に併用の割合を定め置くに止むるものと又「第一回は抽籤第二回入札……」の如く各講會に付き豫め確定し置くものとある。

例へば帝國無盡株式會社の如きは五回目毎に一回抽籤を採用し他の場合は總て入札の方法に依ること定む。

抽籤の方法中には單に無盡會社の公平なる抽籤を信頼し之に委ぬるものがある。講員多數にして講會毎に其の大多數の出席を促し得ない場合に此方法を採用するは至極簡便であると謂はねばならぬ。然し乍ら會社にして充分なる注意を以て公平を持するやうに努めなければ弊害甚だしきものがある。尙又來會者の員數より一本丈多くの籤を作成し、先着順に依て之を抽かしめ最後に残存した籤の次番號を以て當籤とするものもある。帝國無盡會社は之に類似の方法を採用し講會毎に其の無盡の未經過回数に一を加へた各番號を表示する珠を一定の容器に併列して參會者に公示した後、之を一定の箱に納め混交して順番に各一珠を抽出せしめ、残り番號の

次番號を抽出した者を以て當籤者とする。

入札の方法は會社所定の用紙に住所姓名並に各自の手取金額を記入して入札箱に投入せしめ、來會者全部の入札を了した後、之を席上に於て開札し最低手取金額の記入者を以て落札者とする。若し同額の落札があつた場合には再入札若は抽籤に依り最後の決定を爲す。又落札者にして所定の期間内に次に説明すべき擔保手續を爲さざるときは次位の入札者を以て落札者となすが普通である。既示帝國無盡株式會社に於ては開札に際し參會者中より立會人を選出し之をして開札に立會はしめてをる。

最低手取金額は主に各講員の資金需要の程度（尙若干、利廻の関係）に依つて決定するものにして各講員が皆講金を取得せむと欲し且つ利廻よき場合には激甚なる競争を惹起し、其の結果は最低手取金額が甚だしく低下する。百圓の講金に對し六拾圓乃至七拾圓の最低手取金額となることは從來決して珍らしくなかつた。併し乍ら斯の如く餘りに低額に過ぐるは弊害多きを以て無盡業法施行細則は之に付て制限規定を設け無盡會社は其の事業方法書及無盡契約々款中に右最低手取金額を明記するを要することとした（第五條第七條及第六條）。

然らば講金額即ち給付金額と最低手取金額との差額（之を入札差金と謂ふ）を如何に處分すべきか。普通之は先づ其の中の一定額を無盡會社が取得し、其の残額を平等若は一定の等級に依り講員に分配する。既に講金の給付を受けた講員はこの分配に與ることを得ない旨を定むるものも少くない。帝國無盡株式會社に於ては入札差金の二割を會社の手数料として控除し残額を無盡の口數（當籤に依り給付を受けたものも含む）に割當て平等に分配する。而して其の分配金の交付も其の會に於て直ちに之を爲すものと次回に於て之を爲すものとある。

五、前に述べた如く抽籤又は入札の方法に依つて講金の給付を受くべき者が決定すれば無盡會社は其の者に對し一定期間内に爾後の掛金に對する擔保を提供すべきことを命ずる。擔保に付ても是亦無盡講に於けると大差はない。講金額の少き無盡に在ては一名以上の連帶保證人を立しむるを普通とし、講金額の大なるものに限り物上擔保を提供せしめる。

此の場合無盡會社は充分保證人の身元又は擔保物を調査しなければならぬ。無盡會社の現状はまだその點迄至極完備してをるとは稱し難いが、將來無盡會社の發展を期せむには之を是非とも大いに留意しなければならぬことと思ふ。

斯くの如くにして當籤者又は落札者が所定の期間内に會社の承諾する保證人數名又は物上擔保を提供すれば會社は其の者に對し落札金額を給付する。若し當籤者又は落札者にして所定の期間内に會社の承諾する保證人數名又は物上擔保を提供することが出來ざる場合には、次位の當籤者又は落札者が代つて給付を受くべき權利を取得することは既に述べた通りである。

## 第五章 無盡會社の監督

(一) 無盡業の監督は銀行業、信託業等と同様趣旨に因り主務大臣の監督に屬する。現行官制に於て主務大臣とは大藏大臣である。

無盡會社は左に列擧する場合に於ては主務大臣たる大藏大臣の認可を受けなければならぬ。

- (1) 定款を變更せむるとき（無盡業法第八條）。
- (2) 事業方法又は無盡契約々款を變更せむるとき（同上）。
- (3) 出張所又は代理店を設置せむるとき（同上）。
- (4) 本店其の他の營業所を變更せむるとき（同上）。

(5) 常務に従事する取締役が他の會社の常務に従事せむとするとき（無盡業法第十九條）。

(6) 無盡會社が合併せむとするとき（無盡業法第二十一條）。

(7) 無盡會社が無盡業を廢止し又は解散の決議を爲すとき（無盡業法第二十七條）。

又無盡會社無盡業法施行細則の定むるところに従ひ主務大臣たる大藏大臣に對し届出を爲すべき義務を課せられてゐることは銀行、信託會社と同じ。

(二) 主務大臣たる大藏大臣は何時にても無盡會社をして業務報告を爲さしめ、又は監査書其他の書類帳簿を提出せしめ（無盡業法第二十一條）。何時にても其の業務及財産の狀況を検査することが出来る（無盡業法第二十三條）。

又主務大臣たる大藏大臣は無盡會社の業務又は財産の狀況に依り掛金者の利益を保護する爲めに必要なりと認むるときは其の事業方法若は無盡契約々款の變更、事業の停止又は財産の供託を命じ其の他必要なる命令を爲すことが出来る（無盡業法第二十四條）。

無盡會社が法令、定款若は主務大臣の命令に違反し又は公益を害すべき行爲を爲したときは主務大臣たる大藏大臣は業務の停止若は取締役監査役の改任を命じ又は免許の取消を爲すこと

が出来（無盡業法第二十五條）。

主務大臣たる大藏大臣は業務の停止を命じた無盡會社に對し其の整理の狀況に依り必要なりと認むるときは更に營業の免許を取消すことが出来る。（無盡業法第二十六條）。

凡そ以上述べたところの主務大臣たる大藏大臣の権限は銀行法、信託業法に於ても全く同様である。



### 第三篇 民事上の無盡

#### 第一章 無盡の法律上の性質

元來無盡又は頼母子の制度は無盡業の母體であるけれども無盡業の進化は無盡と本質を異にするに至らしめた。無盡業法制定前に於て既に判例は無盡講即ち民事上の無盡と營業無盡即ち商事上の無盡とを以て本質を異にするものと爲した（大正三年三月十四日大判、法律評論第三卷民法一五四）（石坂博士民法研究第三卷五六頁）本章に於ては前者に付専ら説明を加へることとする。

註 大審院大正三年三月十四日判決

- (1) 頼母子講ハ講員相互間ニ資金ノ融通ヲ目的トスル一種ノ組合契約ノ下ニ組織セララルモノノ外  
 (2) 講主カ自己ノ事業トシテ講員ヲ募集シ一定ノ時期毎ニ一定ノ金員ヲ拂込マシメ毎回抽籤又ハ落札ノ方法ニ依リ若干ノ金額ヲ講員ニ交付スル組織ノ下ニ經營スルモノモ存在スルモノトス（孤括内）

の數字は著者に於て附す。

大審院が此の判決を下した當時は未だ無盡業法が制定してをられなかつた。故に廣く無盡講として狹義の無盡講のみならず無盡業をも包含せしめてをるのである。只無盡業法制定前に於て既に(1)と(2)とを區別してゐる點に注意を要する。

無盡又は頼母子とは數人（講員と）が相集りて契約に依り一定の時期毎に一定の金額（之を掛金稀に物品なる）を醸出し抽籤又は入札の方法に依り財産上其他の利益を各講員に順次に得せしむるものである。普通斯る契約を無盡契約と謂ふ。

無盡契約は必ずしも同一でない。故に其の法律上の性質に付ても一律に考察し難い（大正三年三月二十日大判民録二〇輯二二二頁）。而して其の普通のものに付ては學說及判例共に分れる。今其の主なるものとして次の三説を擧げることとする。

一、消費貸借説 本説は判例が採る。之に依れば當籤者又は落札者が講員相互の間に拂戻を約して講金（又は物品）を受領するに因り一種の消費貸借が成立すると爲すものである。即ち講金は貸付金（又は貨品）にして掛戻金は分割辨済金に當ることとなる。

註 消費貸借説を採る判決。

明治三十五年六月十二日

大判、民録八輯、六卷五八頁。

頼母子講ニ於テ當籤者カ講金ヲ領收スルヤ異日掛戻ヲ爲ス義務ヲ負フ者ナレハ其辨濟方法ハ普通ノ消費貸借ト異ナルコトハ勿論ナリト雖モ其權利關係ノ性質ハ消費貸借ナルヲ通例トス。

同 四十一年十月十五日

大判、民録十四輯、一〇二一頁。

同 四十四年三月二十七日

大判、民録十七輯、一八〇頁。

明治四十四年十一月八日

大判、民録十七輯、七五九頁。

頼母子ニ於ケル講員相互ノ權利關係ハ消費貸借ノ性質ヲ具備スルヲ通例トスルモ規約ヲ以テ特ニ講員相互ノ權利關係ヲ定ムルコトヲ得ルモノナルヲ以テ當籤者及ヒ未當籤者間ニ於ケル權利關係ノ如何ナルモノナリヤハ事實裁判所カ各國ノ場合ニ就キ當時者間ノ規約ニ從ヒ判斷スヘキモノトス。

二、組合説

無盡契約を以て組合なりと説く者は石坂博士、岡松博士、鳩山博士、保田氏等である。抑々組合は民法第六百六十七條に於て規定するが如く各當事者が出資（又は勞務）を爲して共同の事業を営むことを約する契約である。即ち共同の目的と其目的を達するに數人の

協力を要すと謂ふ二點が組合の本質である。今無盡が此二要件を具備するか否かを吟味するに

(イ) 無盡は各講員に講金（又は物品）の給付を受くること即ち財産上の利益を得せしむることを目的とする。講金（又は物品）は抽籤若くは入札の方法に依り凡ての講員に與へられ、講員の一部のみに利益を得せしむることを目的とするものではない。親無盡に於て親が抽籤若くは入札の方法に依らずして第一回の講金を當然取得する場合はあるけれども之れは親が他の講員に比し特殊の關係上多少利益ある地位にあると謂ふに止まり第二回からは他の講員も抽籤若くは入札の方法に依て講金を取得するを得て此の點は講員が共同に利益を得るを目的とすることを害するものではない。又無盡が寺院學校等の維持の如き公益の目的を兼有する場合に於ても同様に組合たるの性質に反するものでない。

(ロ) 講員は相互に協力して講の目的を達すべき義務を負ふ。義務の主なるものは出資の義務である。講員は總て一定額の掛金を講會毎に醸出しなければならぬ。

無盡は斯くの如く右の二要件を具有する。故に無盡は組合なりと主張するのが組合論者の説

注 石坂博士の外組合説を採るものは左の如し。岡松博士(内外論叢一卷五號 一六六頁)、鳩山博士(日本債權法 六六六頁以下)、保田 氏(國家學會雜誌十七卷 二百號「社會的制度上より觀察したる頼母子講」十三頁。)

大正二年十月十一日 大刑判(刑錄、十九輯、九六五頁)は組合説を採る。即ち

「頼母子講ハ講員全體カ一定ノ時期ニ一定ノ金圓ヲ醸出シ一定ノ時期毎ニ抽籤又ハ落札ノ方法ニヨリ各講員ヲシテ醸出ノ講金中ヨリ若干ノ金額ノ交付ヲ受クルヲ得セシムル契約ノ下ニ組織セラレ講元即チ會主ハ講員ノ委任ヲ受ケテ其業務ヲ處理スルニ過キサルモノトスルヲ普通トス此ノ場合ニ在テハ講員相互間ニ資金ノ融通ヲ目的トスル一種ノ組合契約成立シ從テ講員ノ醸出セル金額ハ講員全體ノ共有ニ屬シ講元ハ單ニ之ヲ講員ノ爲メニ保管スルニ過キサルモノトス」。又前掲大正二年三月十四日の大審院判決に於ては組合説を採る。

而して石坂博士は消費貸借説に對しては無盡の實質に適合せざるものとして次の趣意の駁論を試みてをられる(民法研究第三卷七一頁以下)。

(イ) 消費貸借説は無盡の經濟上の目的と法律上の性質とを混同したものである。普通、無盡は其目的が金錢の融通に在るが故に其經濟上の目的は消費貸借の目的と同一であるけれども經

濟上の目的に依り直ちに法律上の性質を定むることは出来ない。(無盡には金錢の融通を目的とするもの以外に物品の分配、旅行娛樂其他の目的を有するものがある)

(ロ) 講を以て消費貸借を爲すの見解に在つては何人が契約の當事者であるか明かでない。假に講員相互に消費貸借の當事者と爲すとき即ち當籤者若は落札者が講金を受領するに依り其の者と他の講員全體との間に消費貸借契約が締結せらるるものと爲すときは無盡の事實に合せず又當事者の意思に反する。又講元と各講員との間に消費貸借が成立すると爲すときは各講員の掛金又は拂戻金は一旦講元の有に歸し講本來の目的に合しない。

(ハ) 消費貸借は要物契約であるから此説に依ると無盡は當籤者又は落札者が講金を受取るに因りて始めて其の旨と他の講員全體との間又は講元と各講員の間に成立することとなる。併し乍ら之れは無盡の事實に合せず又當事者の意思に反する。

(ニ) 此説は講金を以て貸金とするけれども講金は當籤若くは落札の前後によりて性質を異にし必ずしも貸金たる性質を具有してゐない。即ち第一回の當籤者若くは落札者は他の講員全體に對して借入を爲し、其の後の掛戻金に依り分割辨濟をなすものの如く見えるけれども、中間

の當籤者若くは落札者は講金を一部は既に支拂つた掛金に對する辨濟として其の他は之を借入金として受くるものと解せられ、最後に講金を受取るものは掛金の辨濟として受領するものにして借入金として受くるものではない。故に此の點に於ても事實に合せず又當事者の意思に反する。

(ホ) 若し講金を貸金となすときは各講員の拂込む掛金も亦貸金と見なければならぬ。然るに講員は掛金を醸出する場合に他の講員に對する貸金と爲すの意思を有するものでない。殊に當籤者又は落札者が取得する講金中には自己の掛金をも包含する。自己に對する貸金と謂ふことは矛盾である。

(ヘ) 掛戻金を以て分割辨濟であるとするのは、掛戻者の意思に反する。且つ若し掛戻金を以て辨濟金とすれば該金は債權者たる他の總ての講員に平等に分配せられなければならぬ筈であるが事實は之に反し掛戻金は他の講員の出資と合して講金となし次の當籤者又は落札者に交付せらるるものである。

(ト) 若し消費貸借成立するものとするときは講金の貸付後に於て其の貸付を受けたる當籤者

又は落札者その他の講員全體との間に消費貸借成立するに止まり講員相互間には何等の法律關係をも生ぜざることとなり従て一部講員が掛金を怠つた場合にも他の講員は之を請求することを得ない。之は無盡の事實に合せず又當事者の意思に反する。

(チ) 消費貸借説に依れば之は多數當事者の債權の場合に屬する。従て此の債權は分割債權(民法第四百二十七條)。なるか不可分債權(民法第四百二十八條)なるか將又連帶債權なるか明瞭を缺き其の何れにするも無盡の事實に合しない。

(リ) 尙又消費貸借説は無盡の業務執行、講員の脱退、講の解散及び清算等を充分に説明することが出来ない。

三、無名契約説 横田博士が此の説を採られてる。即ち無盡講は金錢の融通を目的とし我國古來の慣習に基き多數當事者間の一種の無名契約に依りて成立するものであつて此の契約は直接に當事者の意思表示に因つて成立することもあり又發起人又は世話役人と稱する介立者があつて當事者に代り契約の申込を爲し又は申込に對して承諾の意思を表示するに因つて成立することもある。而して其の當事者は即ち加入者又は講員と稱する者であつて權利義務の關係は此

等講員間に成立すると爲すものである（法學志林第五七號七二頁）。又江木博士も無名契約説を採られ（判例彙集一三卷九號三頁）又池田氏は組合に類似する無名契約説を採つてをられる（無盡の實際と學説）。

四、小見 無盡契約の内容は種々雑多にして一律に述べ難きこと大審院の判決に見ゆるが如しと雖も（前掲大正三年三月二十日大判。大正三年九月二十一日大判法律新聞九七一號二三頁）普通の無盡は組合なりと爲すを最も妥當と思はる。消費貸借説及無名契約説は無盡の事實に合せず又當事者の意思に反する點が少くない。

尙石坂博士の所説中無盡の共同目的に關する博士の説明は茲に多少敷衍する要がある。即ち博士は無盡は講員全體に財産上の利益を得せしむことを共同目的とするものであると説いてをられる。元來無盡の中には、公益、親睦又は娛樂宗教祭祀を目的とするものがあり、斯る無盡は直接財産上の利益を得せしむるものに非ざるが如くであるけれども結局斯る目的達成の費用を支辨する爲めに無盡講を起すものであれば之も廣き意味に於て財産上の利益と見て差支ない。此の意味に於て初めて前述石坂博士の「財産上の利益」なる文字を適當と爲したい。

### 石坂博士民法研究第三卷（六三頁）

「本來組合ノ目的ハ一般法律行爲成立ノ要件ニ從ヒ適法ナル以上制限セラルル所ナシ故ニ必スシモ其營利ヲ目的トスルヲ要セス學術ノ爲メ又ハ公益ノ爲メ組合ヲ設クルコトヲ得ヘシ講ハ講員ニ金錢ノ融通其他財産上ノ利益ヲ享受セシムルコトヲ目的有トスルカ故ニ講ハ一定ノ經濟的目的ヲ有ス」  
 註 前掲大正二年十月十一日大審院判決は無盡講を以て「講員相互間ニ資金ノ融通ヲ目的トスル一種ノ組合契約」と爲した。是れ普通の無盡に付言ふものである。

五、無盡の本質 上述の如く無盡は組合にして其の成立には（1）數人の當事者（之を普通講員と謂ふ）あることを要し、（2）各講員は一定時期毎に一定の金額を齎出する義務を負ふことを要し、且つ（3）各講員は抽籤又は入札の方法に依り順次に財産上の利益を受くる權利を有することを要する。而して斯くの如く無盡を以て組合なりとすれば民法第三編第二章第十二節の規定即ち第六百六十七條乃至第六百八十八條の適用を受くることは申す迄もない。而して民法中組合の規定及其他の法令（後に附録として添附する）に別段の定なき場合に於て初めて講員及之に關する慣習に依るべきものである（名古屋地方裁判所大正二年判決法律新聞第九二

號二五頁。今民法中組合の規定に依て三四の無盡の特質を擧げて見る。

(イ) 講員相互の間に權利義務の關係を生ずる。無盡契約に依りて生ずる權利義務の關係は講元と各講員との間に存するものではない。又勿論當籤者又は落札者その他の總ての講員との間に存するものでもない。講員相互の間に存するものである。即ち講員相互は講の目的を達する爲めに自らは出資、即ち掛金を爲すべき義務を負ひ、他の講員に對しては出資即ち掛金を爲すべきことを請求する權利を有する。若し講員にして出資即ち掛金を爲すことを怠りたるときは其の利息を支拂ふ外尙ほ之に依りて生じたる損害を賠償せねばならぬ(民法第六百六十七條、同第六百六十九條)。

(ロ) 講員の出資即ち掛込みたる金額は講員の共有である(民法第六百六十八條)。前掲大正二年十月十一日大審院刑事部判決に於ても「講員ノ醸出セル金額ハ講員全體ノ共有ニ屬シ講元ハ單ニ之ヲ講員ノ爲メニ保管スルニ過キサル」旨を明かにしてをる。

(ハ) 講元(會主、管理人、世話人、幹事、發起人、講總代等の名を以て呼ばれることがある)は無盡契約に依り業務執行を委任せられたる者であつて之に付ては民法第六百七十條乃至六百七

十三條の適用があり又第六百七十一條に依り委任に關する第六百四十四條乃至第六百五十條等の準用がある。前掲大正二年十月十一日大審院刑事部判決も亦「講元即ち會主ハ講員ノ委任ヲ受ケテ其業務ヲ處理スルニ過キサル」旨を明示してをる。其の他の判例も亦同様の事を繰返してをる(大正四年十一月五日判決其の他參照)。

(ニ) 斯の如く講元は無盡契約に依り業務の執行を委任せられた者である故普通の場合講の財産は之を保管するに止まり固より其の所有權を取得するものではない。従て講元が恣に之を消費するときは消費したる日以後の利息を支拂ふことを要し尙ほ損害ありたるときは其の賠償の責に任ずべきは勿論のこと、横領罪を構成し刑事上の責任を問はるべきである(民法第六百七十一條第六百四十七條、刑法第二百五十三條、牧野博士日本刑法六一六頁參照)。

註 大正二年一〇月一日大阪控訴院判決(刊録一九輯九六五頁)。

「頼母子講ノ會主ニ講金ヲ横領ノ所爲アリヤ否ヤヲ判斷スルニ當リテ其前提トシテ講ノ性質ヲ明カニセサル可カラス何トナレハ講カ組合ノ性質ヲ有スルモノトセンカ講金ハ會主力單ニ講員ノ共有金トシテ保管スルニ過キサルコト前條ノ如クナルヲ以テ恣ニ之ヲ他ニ流用費消シタル事實アルニ於テ

ハ横領罪ヲ構成スヘキモ講カ一箇ノ事業トシテ經營セラレタルモノニセンカ講員ノ拂込ム講金ハ會主ノ所有ニ歸屬スルコト是亦前述ノ如クナルカ故ニ自己ノ爲メニ之ヲ契約外ノ目的ニ費消スル事實アルモ講員ニ對シ契約上ノ責ニ任スルハ格別横領行爲トシテ刑事上ノ責任ヲ負擔スヘキモノニ非サレハナリ

然し乍ら無盡契約に特に講元が講金を講の爲めに所有する旨を附記したもの及講元が講員の爲めに各講員に對する掛金請求權を有する旨を定むることがある。斯る特約は格別公序良俗に反するものでないから固より有効である。而して此の場合に於ける講元は單に講の業務執行者として講金を保管し又は講員の代理人として掛金の請求を爲すものとは解し難い。即ち此の場合合斯る特約は一種の信託約款にして之を附記するに依り講元と講員との間には信託の成立を見講元は受託者とも受益者たる講員全體の爲めに講金及各講員に對する掛金請求權を所有するものと見るべきである(信託法第一條)。但し之れは極めて異例である。

註 大阪地方裁判所判決

「頼母子講ノ所有不動産ヲ信託行爲トシテ其ノ講主名義ニ登記シアルトキハ内部關係ニ於テハ講主

ハ何時ニテモ講會ノ請求ニ依リ所有名義變更ノ登記ヲ爲ササルヘカラサルモ第三者ニ對スル外部關係ニ於テハ講主ハ完全ニ所有權ヲ取得スルモノナルヲ以テ第三者ヨリ講主個人ニ對スル債權ノ爲メニ該不動産ニ強制執行ヲ爲スモ何等違法ニアラス(法律新聞七九四號四一四頁)。

## 第二章 無盡の目的及種類

一、無盡の目的 本來組合の目的は一般法律行爲成立の要件に従ひ適法なれば足り其以上制限する所がない。前に説明したる如く無盡の目的は各講員に財産其の他の利益を得せしむるに在る。而して等しく各講員に對し財産上の利益を得せしむることを目的とする場合も、種々に細分することが出来る。即ち

(イ) 隣保罹災者の救済又は共済、無盡は家政の整理、貧窮者の生計維持、死亡、病氣其の他罹災の場合に於ける救済又は共済及社寺の造營維持等隣保罹災者の救済又は共済の爲めに親戚知己又は氏子宗徒に依りて之を組織することが少くない。

(ロ) 物品の購入又は特定行事の爲に必要な資金の取得、無盡は物品の購入又は旅行社寺の

參詣其の他親睦娛樂等の爲めに屢々之を組織する。

(ハ) 資金の融通 小商工業者が營業を開始し又は擴張するに必要な資金を得る爲め又は不足資金を補充する爲めに之を組織することも少くない。小商工業者は銀行より營業資金の融通を受くる途少く且つ自ら充分なる豫備資金を積置くことも尠ければ此の種の資金融通は小商工業者に於て廣く利用せらるる所である。

(ニ) 放資貯蓄 又無盡は放資貯蓄の爲に組織することも珍らしくない。下層階級の人々が餘金を銀行に預くるよりも利廻よき結果此の種の目的を以て無盡を組織し利殖を圖る場合が甚だ多い。

以上擧ぐる所のものの中には私益的のもの及公益的又は非私益的のものを含む。而して(ハ)は資金の需要を主眼とし(ニ)は資金の供給を目標とするから實際上兩者が相合して一の無盡を組織することも稀でない。

二、無盡の種類 無盡は種々に分類することが出来る。

(イ) 今無盡の目的に依り之を分類すると次の通りとなる。

(1) 救済無盡又は共済無盡

(2) 購入無盡、信仰無盡、娛樂無盡及親睦無盡等

(3) 融通無盡

(4) 放資又は貯蓄無盡

以上の中(1)は前述(二)の(イ)の目的のために組織せられた無盡にして(2)は同(ロ)の目的を有する無盡(3)は同(ハ)を目的とするもの(4)は同(ニ)を目的とするものである。

(ロ) 次に無盡の組織に依り之を分類すると次の通りとなる。

(1) 親無盡(因講)

(2) 親無し無盡(辻講)

親即ち講元の意義に付ては別に説明する。親無盡は親と講員とが反対方面の地位に在ること例へば既述救済無盡に於ける被救済者(親)と救済者(講員)との地位の如くであるが親無し無盡は講員何れも同一方向の地位に立つ。無盡の目的に依る分類を之に依て分つと救済無盡融



通無盡は親無盡なるを常とするが其の他のものは概ね親無し無盡である。

(ハ) 又無盡の方法、特に講金受取權決定の方法に依り之を分類すると次の通りとなる。

(1) 抽籤無盡 (闔無盡)

(2) 入札無盡

(3) 抽籤及入札に依る無盡

親即ち講元及各講員の醸出した金錢 (又は物品) の給付を受くる者を定むるに抽籤に依るか入札に依るか又は兩者を併用するか依る分類である。

三方法中抽籤及入札の併用は稀である。其の他の方法も稀に用ふ(前掲中川氏妙心寺講文 献、沖繩模合等参照)

(ニ) 期間を標準として無盡を分類すると次の通りとなる。

(1) 日掛無盡 (日無盡)

(2) 月掛無盡 (月無盡)

(3) 年掛無盡 (年無盡)

日掛無盡も必ずしも毎日開講掛金を徴收すると限つたものではない。十日目毎に又は四十日

五十日目毎に開講するものも日を以て開講期を計出する故、普通、日掛無盡と稱する。月掛無盡も亦同様である。日掛無盡及月掛無盡は講金の少額なものに多い。

### 第三章 無盡の組織

無盡の組織は地方に依り必ずしも同一でないのみならず、親無盡と親無し無盡との間に相違がある。今普通のものに付之を説明する。

一、親無盡の組織 之を人的要素と組織手續とに分ちて説明する。

(イ) 人的要素 親無盡を構成する者は (1) 講元即ち親、及 (2) 講員とする。

(1) 講元とは講の中心者の意味にして親、親方、親元、講主、講長又は頭取とも稱する。本來無盡の發起者にして其の者の爲めに無盡の組織を見るを常とする。従て本來の性質から謂へば講元と無盡の管理人世話人又は收支人とは全く別の意義を有し講元が常に必ずしも管理人たり世話人たり收支人たらざるべからずと謂ふにあらざるも通例講元が管理人世話人又は收支人となる結果、講元なる言葉は管理人、世話人又は收支人の意味に轉用せられ、今日に於ては本

來親無し無盡なるにも拘らず管理人、世話人又は收支人を講元又は親等と稱し又は親無盡に於て本來講元たる被救濟者が存するに拘らず管理人、世話人又は收支人を以て講元、親等と稱することが尠くない。今日廣く用ひらるる語は轉義即ち第二義が多い。

(2) 講員とは無盡加入者にして子、講衆、講中、會員、株主等種々の名稱を有する。講員の人員は制限がない。地方又は場合に依り甚だしく相違する。普通最少人數を十名位とする。本來の講元と講員も財産上の利益享受權を有する點に於ては、毫も異なる所がない。唯異なるは斯る財産上の利益を享受する順位に在る。即ち本來の講元は何等手續を要せずして初會の講金(財産上の利益)を講員に優先して受取る權利を有する。講員相互の順位は抽籤又は入札に依りて之を決する。

(ロ) 組織手續 親無盡の組織手續としては先づ無盡組織の趣意を口頭又は書面を以て親戚知己の間に申出で、其の加入を乞ふに始まる。是れ契約の申込である。而して其の書面に付ては格別の形式はない。今試に一例として先年大藏省銀行局の調査に係る秋田縣の實例を擧げる。

○(秋田縣ノ一例)

小生ノ營業ハ現在ノ儘ニテハ到底相立チ難ク候ニ付キ此段商法ニ必要ナル資金ヲ得タク候間御一人前金參圓掛ノ月無盡ヲ御願申度候間特別ノ御援助相成度保證人連署ヲ以テ相願候。

年 月 日

企主願人

何

某

印

保證人

何

某

印

各位様

○（秋田縣一例）

兼而手許不如意ノ所近來一層ノ困難ニ陥リ候ニ付御一人玄米壹石宛ノ無盡御願度候間  
特別ノ御援助ヲ賜リ度保證人連署ヲ以テ相願候

年 月 日

企主願人

何 某 團

保證人

何 某 團

各 位 様

斯くの如くにして親戚知己其の他の者の賛同を得て加入者が豫定員數に達するときは親の家  
又は其の他指定せられたる場所に參集し（第一回の開講を兼ねるを普通とする）無盡契約を作  
成し各自之に署名し又は記名捺印する。親戚知己其の他の者の賛同は承諾の意思表示と見るべ  
きである。一人にして數口を兼ねるも差支ない。勿論契約の骨子は集會前に略定するを普通と  
するが故に集會に於ては細則が議せらるゝか又は單に署名し若は記名捺印するに過ぎざる場合  
が少くない。無盡契約の形式及内容に付ては後に述べる。

各府縣に取締規則存するときは之と同時に該取締規則に依り管轄警察署其の他の官署に届出  
で許可又は認可を受くることを要する。

大審院は許可を受けさせることは無盡契約自體の效力には影響なしとの見解を採る（大正四年八月  
十七日、同年十二月二十二日、大正五年一月二十九日大審院判決）。

「法律ニ依リテ認めタル契約自由ハ府縣令ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得サルハ論ヲ俟タサレハ所論  
ノ京都府令講會取締規則ハ頼母子講無盡講等ノ名稱ヲ用ヒ講會ヲ組織シ不正行爲ヲ爲サントスル者  
ヲ禁遏スル爲メ行政上ノ取締ヲ爲スコトヲ目的トシテ規定セルモノト解スヘキヲ以テ講會舉行者カ

該規則ニ違反シテ所定ノ届出及ヒ認可ヲ受ケサルトキハ講會舉行者ハ拘留又ハ科料ノ制裁ヲ受クルコトアルヘキモ之カ爲メニ其講會ニ關スル契約ヲ當然無効ナリト斷スルヲ得サルモノナリトス（大正四年オ四三五號同年八月二十七日判決民録第二一輯一四一五頁）。大正二年大阪控訴院は反對の判決なしたるも（大正二年オ四六九第判決法律新聞六號二〇頁）、此の見解には賛し難し。

## 二、親無し無盡の組織 之も人的要素と組織手續とに分ちて説明する。

(イ) 人的要素としては單に講員あるのみ。講元即ち親は存せぬ。其の人員に付ては格別制限はない。一部落の衛生的設備を爲すために設立する衛生講の如きは其の部落に屬する毎家の戸主を擧げて講員となすことがあり、又信仰無盡の如きは一町の青年を擧げて講員たらしめるものも珍らしくない。此の種の無盡に於ては各講員が財産上の利益を享受する權利は全く平等であつて其の順位は抽籤又は入札に依り之を決する。此の種の無盡に於ても其の業務執行者を講元親講主、親元、等と稱することが珍らしくない。然し乍ら之は親無盡に於ける本來の講元又は親と異なること前述の通りである。

(ロ) 親無し無盡の組織手續は株式會社の同時設立又は發起設立の如く數人又は數十人の加入

者が相謀りて何人を講元とすることなく、講則即ち無盡契約を定め講の業務を執行すべき管理者又は世話人を選任し、所轄府縣に於て定めたる取締規則に準據して管轄警察署其の他の官署の認可又は許可を受くることを要する。

親無し講則即ち無盡契約に付ても次に説く。

## 第四章 無盡契約の内容及業務の執行

一、無盡契約は組合契約なること既に述べた通りである。従て無盡契約は雙務契約である。故に雙務契約に關する規定（民法第五百三十三條以下）は之に適用がある。又無盡契約は有償契約である。故に民法第五百五十九條に依りて賣買に關する規定の準用がある。尙又無盡契約は諾成且不要式契約である。但し證書に依り締結するを普通とする。無盡契約書には參錢の印紙を貼用することを要する（印紙税法第四條）。

二、無盡契約の當事者は、親無盡に在りては講元即ち親及各講員、親無し無盡に在りては各講員である。之に付ては既に述べた。

三、無盡契約の内容は土地と時とに依り異なる。故に一律には申し難い。而して爰に此等のものを一々擧げることには到底出来ないから共通にして主要なる事項を列擧することとする。

無盡契約事項

- (1) 名稱
- (2) 目的
- (3) 講員
- (4) 講會の場所(事務所々在地)
- (5) 役員
- (6) 講金及掛金
- (7) 存續期限及講期
- (8) 抽籤又は入札の方法
- (9) 割引金獎勵金花圖
- (10) 當籤者又は落札者の擔保供與

- (11) 講會及費用
- (12) 權利の移轉
- (13) 解散及清算
- (14) 本契約の變更
- (15) 帳簿

以下各事項に付簡單なる説明を加へる。

四、名稱 無盡契約書中に其の名稱を記載すると否とは固より自由である。同じく名稱を記載する場合に於ても其の名稱は千差萬別である。今試に其の主なる名稱を示すと次の通りである。

- (1) 講元(親)の氏名に依るもの……………深谷幾次郎頼母子
- (2) 目的に依るもの……………共濟講共同積立講、融通講、親睦講
- (3) 地名に依るもの……………鹿田講、富士講
- (4) 存續期限に依るもの……………永續講

- (5) 開講期間に依るもの……五日講、十日講、日算講  
 (6) 給付すべき物の種類又は價額に依るもの……疊講、靴講、織物講、建物講、百圓講  
 二百圓講

(7) 社寺の名に依るもの……伊勢講、本願寺講、金神講、大師講

(8) 講金(又は物品)給付の方法に依るもの……抽籤講

(9) 年號及以上掲げたものを併用するもの……大正公益講

(10) 以上掲げたものを併用するもの……中川第二區衛生組合井戸修繕頼母子講、平井千代藏發起にして伊勢崎本場織物販賣講、東京永續講

(11) 其他……東雲講

**五、目的** 無盡は各講員に財産上の利益を享受せしむることを目的と爲すものであつて之は更に幾多に細分し得ること既に説明した通りである。

無盡契約中に其の目的を明記すると否とは當事者の自由である。同じく目的を明記するにも例へば「講員相互の親睦を圖るを以て目的とす」とか若は「相互補助を以て目的とす」の如く

又は「三十五年九月暴風雨の爲め當山(埼玉縣光福院)堂宇大破に及び修繕の爲めに設立するものとす」若は「井戸及附隨井戸流汚水溜汚水溝を改善するを以て目的とす」の如く種々に之を記載し格別の形式は存せぬ。

**六、講員** 無盡契約に別段の定をなして講員即ち無盡契約の當事者に付制限を加へることは自由である。例へば「高知市内及近村に住居する者」(高知縣大正共益講)の如く一定の地域に依り制限を加へたるもの「親戚知人」(沖繩縣米順模合)「信徒中有志」(埼玉縣光福院永續講)等の如く特殊關係に依り之に制限を加ふもの、又は「講員幾人」「何某外幾人」「下に署名又は記名捺印する者」等の如く講員の員數を制限し若は講員を特定する場合もある。

講員を特定した場合に於ては講員の死亡、脱退、除名、又は新に講員の加入等の場合に無盡契約を變更することを要し、手續を煩雜ならしむるから、成る可く避けられる。

**七、講會の場所** 無盡契約に於ては講會の場所を特定するを普通とする。然し乍ら特定の方法は種々雜多である。

(イ) 常に講會の場所を特定するもの 親無し無盡に於ては講元即ち親の住所を以て通例毎講

會に於ける會場とすることもある。又場合に依ては講の事務所を定め之を以て講會の場所と爲すこともある。併し乍ら斯くの如く講會の場所を特定するときは止むを得ざる事情に因り支障を生ずる虞がないとも限らず、此の場合には當然場所の変更を爲す必要を生ずるから無盡契約に講會の場所を特定するものに在つては止むを得ざる場合の場所變更に關し豫め別段の定を爲すことが多い。「開講の場所を變更せむとするときは警察署の認可を得て其の五日前管理人より各議員に通知するものとす」(鳥取縣例)の如きは其の適例である。

(ロ) 豫め講會の場所を移動的に定むるもの 此種の例は多く親無し無盡に見る。然し乍ら親無盡に於ても其の例を見ることが少くない。例へば當回の當籤者又は落札者を次回講會の席主と定め住所又は指定したる場所に於て講會を開く旨を定むることがある(山口縣地方)。此種の適例であらう。

(ハ) 講會毎に管理人世話人等をして定めしむるもの 例へば高知縣大正共益講の無盡規則を見ると會場及開會時間は役員之を定め前日を以て通知する旨を定むる。此種の通知を前日とするは特別の事情なき限り聊か遲きに失するの嫌がある。一週間又は十日前と爲す場合も少くない。

い(山口縣地方)。

八、役員 無盡契約に於ては講中より講の業務を執行すべき役員を定むるを常とする。役員に關して民法組合の業務執行者に關する規定の適用がかる(民法第六百七十條、第六百七十一條等(大正三年九月二十日大判)法律新聞第九七一號二三頁)。而して斯る業務執行すべき役員は講の業務を執行するものであつて之には委任に關する規定の準用がある(民法第六百七十一條)。即ち業務を執行するに付善良なる管理者の注意を用ふべき義務(民法第六百四十四條)、業務執行に關する報告義務(民法第六百四十五條)、業務執行に當り收受したる金錢其の他の引渡義務(民法第六百四十六條第一項)、自己の名を以て取得したる権利を移轉する義務(民法第六百四十六條第二項)、之に附隨する利息支拂及損害賠償義務(民法第六百四十七條)並に費用前拂立替費用償還、債務辨濟及損害賠償の請求權報酬請求權(民法第六百四十八條乃至六百五十條)を有することとなる。

然れども其の員數、權限、責任、選任辭任等に付ては無盡契約に別段の定を爲すことが多く而して斯る定は地方の慣行、事情、無盡の種類に依り千様萬態にして到底一々之に充分なる説

明を加ふることは出来ない。茲には單に其の大様を示すに止める。

註 大正三年九月二十一日大審院判決

「講事世話人ハ講金取立ニ關シ組合ノ業務執行者ト同一ノ權限ヲ有シ……」

無盡契約に依る役員は普通次の二種類に分ち得る。即ち

(イ) 講の業務執行の任に當る者

(ロ) 講の業務監査の任に當る者

前者は講元、親、管理人、講主、頭取、講長、主事、幹事又は發起人、世話人とも稱し其の名稱は定る所なし。又後者も世話人、副頭取、委員又は會計人、收支人とも稱し是亦一定する所がない。

(イ) 即ち狹義の業務執行者は通例一名とす。但し場合に依り二名又は二名以上のこともある。親無盡に於ては親が屢々之を兼ねること既に述べた通りである。

狹義の業務執行者は講員の代理人(多くは代理權を有する)として 明治三十七年一月十二日大判民録一

○輯一) 金錢其の他の物及帳簿の管理、規約の起草、掛金、其の他の債權の取立、抽籤又は入

札の執行會計等一切の業務を執行するを常とする。

(ロ) の監査人は數名なるを普通とする。狹義の業務執行者の業務執行を監査し借用證文の保管、連帶債務者の身元調査又は擔保物の評價等を爲し、場合に依り會計事務を處理することもある。この場合に於ては狹義の業務執行者は會計事務を處理せざること勿論である。

狹義の業務執行者の責任に付ては無盡契約中に別段の定を爲すことが屢々ある。即ち「債權債務に關し無限の責任を有す」る旨、「講に關する責任は發起人凡て之を負擔す」る旨又は「會員中當籤又は落札後萬一返金せざる等の事有之とも會主責任を負ひ他會員へ毫も迷惑御損失を掛けざる」旨を特約するが如きは其の好例である(大正三年三月十九日東京控訴院判決 判決法律新聞第九五五號二五頁)。

註 大正三年三月十九日東京控訴院判決

「講ニ加入スルモノニ損害ヲ被ラシメサル爲メ講主講脇連帶シテ一切ノ責任ヲ負フコトト爲サレタル場合ニ於テハ講主ニシテ開會ノ手續ヲ爲ササル以上ハ講脇ニ於テ開會スヘキ義務アルモノトス」

然るに單に役員講の業務を執行すべき旨のみを定め其の責任に付別段の規定なきものに於ては固より狹義の業務執行者が保證的地位に立つものではない。監査人に付ても亦同様である。



業務の執行と代理とは固より異なる。故に理論上代理権を有せざる業務執行者もあり得るけれども講に於ては通例業務を執行すべき役員は代理権を有することが多い。講の業務執行を爲すべき役員が数人あるときは無盡契約に別段の定なき限り業務の執行は多数決に依る（民法第六百七十條第二項）。又特殊の無盡に於ては役員を有しないものもある。斯る場合に於ては各講員が講の業務を執行すべきものであり又執行し得る。又講員多数にして業務煩雜なるものに於ては役員の外に尙收支人、集金人、其の他の事務員を置く場合も珍らしくない。第三者即ち講員以外の者に講の業務執行を委任する場合も屢々ある。此の場合に於ては組合と第三者との關係は純然たる委任であつて其の権利及義務に付ては民法の委任の規定が適用せられる（民法第六百四十三條以下）。

無盡契約に依り業務を執行すべき役員は正當の事由なき限り辭任するを得ぬ。又解任せらるることもない（民法第六百七十二條第一項）。正當の事由に因り解任を爲すには他の講員全員の一致を必要とする（民法第六百七十二條第二項）。

而して其の任期は講の存續期間と同一なるを通常とするけれども場合に依ては每期交替する

ものも珍らしくない。每期交替の場合に於ては講會毎に次期の役員を選任しなければならぬ。斯る手續は無盡契約に別段の定を爲すを常とする。

多くの無盡契約に於ては役員は「如何なる事情有之とも辭任を許さ」ざる旨を定めてをるけれども是れ正當の事由なき限り辭任を許さすとの意に解すべきである。

役員が正當なる理由に因り辭任し若は解任せられ又は死亡したるときは之を補はなければならぬ。此の場合例へば「若し缺員を生じたるときは講員中より選舉するの如く無盡契約中に之に關する特約を挿入するを常例とする。特約あれば之に従ふ。業務を執行すべき役員は報酬を受けざる場合が多い。無盡契約中には「但し報酬なし」又は「世話人は無報酬とす」の旨を明記することが珍らしくない。

**九、講金及掛金** 無盡は一種の組合であることは既に述べた。故に組合たるの性質上講員は出資義務を負担する。普通此の出資の目的物を掛金（物品なることあり）と稱する。掛金の履行は講に對する債務の履行である。故に辨濟受領の權限ある者に對して之を爲すことを要する。之に付無盡契約に別段の定あるときは之に従ひて履行を爲すことを要する。普通無盡契約には業務を執

行すべき役員に講員の爲めに掛金辨濟受領の權限を附與する(大正三年九月二十一日同四年四月十七日同年十一月五日大審院判決)

大正四年オ一四三號同年四月十七日大審院判決(民錄二輯一五一〇頁)。「頼母子講ノ會主又ハ世話人カ講會ノ規約ニ依リ自己ノ名義ヲ以テ講掛金ヲ取立ツル權利ヲ付與セラレタル場合ニ於テハ講員ニ對シ講掛金ノ拂込若クハ掛戻請求ヲ爲シ得ルモノトス」

講金及掛金に關しては無盡契約中に必ず別段の定を爲す。講金額及掛金額の多寡は是亦地方により場合により無盡の種類に依つて異り一律には述べ難い。唯近時漸次價額が増大の傾向あることは何人も認むる所であらう。今参考のため大藏省銀行局の調(大正三年十二月末)を茲に轉載することとする。

(縣名)	(掛金額)	(講金額)
岐阜	五圓—二十圓	五十圓—四百圓
長崎	市部 十圓—三十圓 郡部 十圓—三十圓	一千以下 五十圓—五百圓
熊本	五圓—四十圓 一圓—五十圓	三十圓—四十圓 五十圓—四千圓

秋田	普通 三圓 一般 三圓	圓—五十圓 斗—三十圓 石	六十圓—七十圓 二十圓—一千圓
岡山	二十圓—五十圓 二十五圓—五十圓	五十圓—五百圓	五十圓—五百圓
廣島	八圓	百二十圓—百六十圓	百二十圓—百六十圓
山口	?	二百圓—三百圓	二百圓—三百圓
大阪	三圓—十二圓	三百圓以下	三百圓以下
福岡	二圓、五圓、十圓	百圓、二百圓、五百圓	百圓、二百圓、五百圓
佐賀	三圓—五十圓	百圓—三百圓	百圓—三百圓

右表は約十五六年前のことであれば現今に於ては此の數倍又は十數倍に上るものも尠くあるまい。私の聞知したものの中にも壹萬圓頼母子五千圓頼母子三千圓頼母子等があつた。尙當籤又は落札に依り依り掛金の給付を受けたる者は割戻金花圖等の特典を受くる權利を失ふ。

掛金の釀出は普通講會の席上に於て之を爲す。但し日々講日算講等の如く日掛無盡に在ては

集金人を毎戸に派して集金せしむる旨を定むるものも尠くない。又講會後一定の期日を限り該期日迄に醸出せしむる場合もある。

又掛金を忘つた者に對しては遅延利息、講會に於ける抽籤若は入札權の停止、又は除名等の手段を以て之に制裁を加ふを通例とする。民法上組合員の除名は正當の事由ある場合に限り他の組合員の一致を以て之を爲すことを要する（民法第六百八十條本文）。而して除名は他の組合員一致の決議に依り效力を生ずるも、被除名者に其の旨を通知するに非ざれば之を以て被除名者に對抗するを得ぬ（同條但書）。特約に依り他の組合員一致の條件を輕減するは妥當でない。

（片山博士會社法原論說一五三參照、商法第七十條參引）。從て無盡契約に別段の定を爲し講員の過半數の同意まで低下するは當を得ぬ。又業務を執行すべき役員は無盡契約の定むる所に從ひ除名者の有したる權利を即時賣却し其の賣却代金を以て除名者の債の辨濟に充當し剩餘あるときは之を返還し不足を生ずるときは除名者より之を取立つるを常とする（民法第六百八十條參照）。

講金の交付は講會當日又は講會後一定期間後に之を爲す。但し當籤者又は落札者が講金の受

領するに付相當の擔保を供することを要するを常とする。此の場合に於て擔保が不充分なるか又は全然擔保の提供なきときは第二位の當籤者又は落札者をして之を受領せしむるか又或は講金の全部又は其の若干部分を役員に於て郵便局又は確實なる銀行に預入し之に依り毎會掛續き無盡の終了と同時に清算を爲して若し殘金あらば之を該講員に交付する旨を規約するものもある。

一〇、存續期限及開講期 此の點に付ても殆んど總ての無盡契約は特約を有する。存續期限には例へば（永續講の如く）無期のものと同有期のものとは既に述べた通りである（大藏省銀行局調）。

（縣名） （存續年限）

岐阜	二年——二十年
秋田	十年
岡山	普通 十年——五十年
廣島	一般 十年——十五年
	三年

福岡 八年、十年、十五年  
佐賀 五年——十五年

開講期を定めるに付ても豫め毎年何月何日と確定するものと、唯何日目又は何月目とするものとある。又入念に時間迄規定するものもあれば時間は管理人又は世話人に於て一定日前に各講員に通告する旨を明示するも尠くない。

講會から講會に至る期間に付ては短きは五日、十日より、長きは半年、一ケ年に及び一定する所がない。唯比較的金額の小さな無盡は右期間の短く金額の大なるものは長きが常態の如くである。

一一、抽籤又は入札 抽籤又は入札は講金の給付を受くる者を決定する方法にして無盡契約に特約するを常とする。既に述べた如く無盡には抽籤の方法のみを採用するもの、入札の方法のみを採用するもの及此の兩者を併用するものと三種がある（其の他の方法は極めて稀である）。親無盡に於ては第一回は抽籤又は入札を行はず直ちに講元即ち親が講金を受領し第二回目より初めて之を行ふ。親無し無盡に於ては第一回から抽籤又は入札を行ふ。

抽籤手續は千差萬別であるが先づ最も普通なものは振鬮である。

入札の手續は次の三種がある。

(イ) 講員の手取額に付き入札せしむるもの

例へば百圓の無盡に於て講會其他に於ける費用五圓を差引き残額九十五圓ある場合に於て各自をして手取高を競争入札せしむるものである。札には「八十圓ならば借用す」とか「七十圓ならば借用す」と謂ふが如く記す。

此の場合に於て普通は最低額の入札者を以て落札者とする。然れども又場合に依り最低位より三番目の入札者又は二番目の入札者等を落札者と定め、最低入札額と落札額との差額は之を特別分配金として落札者よりも低位の入札者に分與し之に因りて入札の競争を一層激甚ならしめ落札額を低からしむるものもある。

(ロ) 掛金總額と手取金との差額に付き入札せしむるもの

之は結果に於て(イ)と同じ。但し最高入札者を以て落札者とする。

(ハ) 割増金又は利息に付入札せしむるもの

多額の割増金又は高歩の利息文拂者を以て落札者とする。例へば前例九十五圓を借入れ本来ならば五十圓の掛戻の義務を負ふべき場合に特に十圓二十圓の割増金即ち六十圓七十圓の掛戻をなさむことを入札し又は之を利息に見積りて一割二割三割に當る利拂をなすべきことを入札するが如し。

巷間普通に掛戻者即ち既に當籤又は落札に依りて講金の給付を受けたる者を空掛人と稱し然らざる者を實掛人と謂ふ。

抽籤又は入札権を有する者は實掛人に限る。蓋し空掛人は既に講金の給付を受けたる者なるが故である。

尙場合に依ては管理人は抽籤又は入札権を有せず。又掛金を怠滞した者も抽籤又は入札権を喪失する旨を約する場合がある。

又講會の缺席者は抽籤又は入札権を抛棄したる者と爲さるゝが通例である。

抽籤又は入札の執行に依り當籤者又は落札者が決定し講金を受領すべき権利を取得す。講金の受領に付ては既に述べたから茲に繰返さぬこととする。

又特別分配金の規約あるものは之に依り其の取得者及取得額が決定する。當籤者又は落札者が次回以後に於ける抽籤又は入札権を喪失するは其の者が現實に講金を受領するに依り發生するものにして講金を受領すべき権利の發生のみでは未だ抽籤又は入札権を喪失するものでない。實際當籤者又は落札者が特別の事情に因りて當籤又は落札権を抛棄することは往々聞知する所である。之に付て大藏省銀行局の調、沖繩縣壹圓模合契約書例を見ると「本模合の落札人は模合金受取當日迄に本契約書に定めたる手續（擔保の提供其の他）を爲さざるときは再入札を爲し若し再札に於て前入札より多額なる場合は其の差額金及違約金參圓を辨償せしめ其の違約金は即日支拂するものとす」と謂ふ規約がある。

一二、花圖及割引金 無盡契約には花圖又は割引金等に付特約を爲すものが多い。花圖又は割引金等は前項（一）の（イ）に於て述べたる特別分配金に類するものである。

花圖とは一定の金額を掛金總額から先づ控除し之を人員に應じて一定の差等ある金額に分ち抽籤に依りて分配するものであつて、之を以て一は掛金の減少を圖り他は講員の缺席を少くし講會に景氣を添ふるものである。缺席者は花圖を抽く権利を抛棄したものと爲らるゝを常とす

る。

今茲に一口五圓掛二十人の講員より成る無盡講があり、掛金總額百圓の内二十圓を以て花圖金額とすれば、之を次の如く分つことが出来る。

一等圖	壹圓五拾錢	一本
二等圖	壹圓貳拾錢	一本
三等圖	壹圓拾錢	三本
四等圖	壹圓	九本
五等圖	九拾錢	四本
六等圖	八拾錢	二本

(大藏省官房銀行課調に依る)

又場合に依ては前記特別分配金を花圖とも稱することもある。既述の如く特別分配金は落札者の入札高と最低入札高との差額を分配するものにして其の分配高は入札額の高低に従ひ變動するものであるけれども又時としては豫め其の金額を定め置くものもある。即ち「別れ」又は「別れ金」とは此の種の特別分配金を指すものである。

割引金も矢張花圖に類似のものにして掛金總額より一定の金額を引去り、其の引去りたる金額の幾分の一を無盡講自體の收入又は積立金とし、其の殘餘を講員全體又は講員中實掛人に平等に又は一定の差等を設けて分配するものに外ならぬ。

而して此の場合、講員の出席と否とに拘らず當日掛金を醸出したるものに限り其の分配に與る権利を取得する旨の特約を爲すものが多い。

花圖、割引金等は地方に依り獎勵金とも稱する。蓋し、講員の掛金醸出又は出席を獎勵するからであらう。

**一三、當籤者又は落札者の擔保提供** 抽籤又は入札に依り講金の給付を受けたる者は之に對して毎期掛戻金を爲すべき義務を負ふ。従て無盡契約中には之に對する擔保に關する規約を挿入するを一般とする。

普通此の種の擔保を分ちて保證及物上擔保の二者とする。其の中何れを擇ぶかは當事者の自由である但し無盡契約に依り之を制限するものもある。

保證人は講金の給付を受けたる者の掛戻金に付連帶債務の關係に立つ。其の人員に付ては

定する所がない。通例は一名乃至五名位であらう。而して右保證人は何れも確實なる身元を有するものたることを要する。之が爲め講の管理人又は世話人は保證人の身元を調査し之を各講員に報告し講員全體又は過半数以上の承諾を得て初めて保證人たることを承諾することが多い。講員は他の講員の爲めに保證人となり得ることが多い。但し一人の講員が他の多数講員の保證人となる場合は依り危険を惹起することが少くないから或無盡講の如きは一人の講員が三人以上又は五人以上の保證人となることを得ずと定むるものもある。又講員は他の講員の爲に保證人たることを禁ずるものもある。

保證人の身元が不確實となつた場合に於ては當然保證人變更の問題が起る。大概の無盡契約は此の點に關する特別規約を爲す。

物上擔保を更に分ちて不動産（土地、建物）及動産（有價證券其の他）と爲す。何れも通常時價の七掛乃至六掛を以て擔保價額とする。動産に付ては擔保に供すると同時に其の占有を移し之を繼續して占有せなければならぬ（民法第三百四十四條、第三百五十二條）。之は親元、管理人又は世話人が保管の任に當る。有價證券亦同じ（民法第三百六十三條）。尙記名社債は民法第三百六十五條、記名株

式は民法第三百六十四條第二項、記名國債は明治三十七年法律第十七號を參照ありたし。不動産に付ては抵當權設定の登記を爲さなければならぬ（民法第七十七條）。無盡契約に於て物上擔保は第一順位のものに限る旨の制限を加ふるものもあるけれども、之は寧ろ業務を執行すべき役員をして擔保物の嚴密なる調査を爲さしめ、場合に應じて之を決定せしむるを得策とする。又「抵當物件ハ定宿ヨリ一里以内ト定メ候事」（沖繩縣一圓模合契約）とあるが如く擔保物の所在を制限するものもある。擔保物の變更滅失減價等に付ては保證人の場合と殆ど同様である。保證人又は擔保物が不足するか又は缺如するときは場合に依り講金の一部分の給付を保留し親元、管理人、世話人に於て之を管理することがあり、又は其の者の當籤者若は落札者たるの權利を失はしめ再抽籤若は再入札に附することもある。此等の場合に付ては既に述べた。

一四、講會及其の費用 講會の場所及期日に付ては既に述べた。無盡契約には尙此の他饗應土産及費用等に付特約を爲す場合が尠くない。

講會には茶菓又は食膳の饗應あるを常とする。是れ元無盡が救濟、共濟等を爲すことを目的

と爲したるに由來するものである。

鳥取縣の或無盡の如きは無盡契約に一人に付金何拾錢に相當する酒饌を饗すと特約するものもある。

尙又席主は饗應の外に相當の土産なるものを提供するを要することがある。土産は物品を以てすることもあるが普通金錢を以てする。而も其の金額が五圓拾圓に及ぶものも珍らしくなく。一種の拂戻金に當るものである。

講會に要する費用は席主の負擔するものと講員全體の負擔するものと尙一定金額を席主に負擔せしめ、不足ある場合に講員をして之を平等に負擔せしむるものがある。席主は順番又は當會講金の受領者が之に當る。

**一五、權利の移轉** 無盡には所謂「讓る」と謂ふことが屢々行はる。又相續其の他の移轉も屢々起る。從て大概の無盡契約には之に關する特約を有する。

講員の所謂「讓る」とは講員の交替と解する。講員即ち組合員の交替は組合契約の變更であるから講員全員の合意を要する（明治四十三年三月大阪控訴院判決）。

明治四十三年三月大阪控訴院判決法律新聞第六三四號一四頁

「頼母子講員ノ交替ハ當事者全員ノ合意アレハ之ヲ許スヘキモノトス」

此の場合普通讓渡者は讓受者及其の保證人の身元状態を具陳して業務を執行すべき役員又は他の講員の同意を得ることを要する。然らざれば讓受者及其の保證人の身元不確實にして他の講員は不當の損害を蒙ることがあるからである。

又無盡契約には「本講員死亡したるときは其の相續人當然權利義務を承繼する」旨を規約するものが多い。然れども組合員は死亡に因り脱退することゝなるから（民法第六百七十九條第一號）當然死亡者の權利義務を承繼するものと爲し難い。故に其の相續人は更に講員全員の同意を得て加入する外はない。斯る特約は此の手續を簡易化したものと解すべきである。

**一六、解散及清算** 無盡は左の事由に因り解散する。

(イ) 目的の成功又は其の成功の不能（民法第六百八十二條）

(ロ) 解散の請求（民法第六百八十三條）

(ハ) 無盡契約に定めたる事由の發生



無盡が目的を達成した場合を満又は満講と謂ふ。解散の請求は已むことを得ざる事由ある場合に限り、之は其の性質上解約の申入である。無盡契約には全員の同意其の他に依り解散することあるべき旨を定むることが多い。

無盡が解散した場合には清算を爲さなければならぬ。場合に依ては無盡契約に解散後何月以内に親元、管理人又は世話人が清算を爲すことを要する旨を規約するものも珍しくない。清算人の清算事務に付ては講の財産の分配、債権の取立、債務の支拂、清算書の作成等を爲すが通例である。此の場合民法第七十八條の準用がある（民法第六百八十八條）。

一七、契約の補訂 無盡契約には其の變更に關する手續を定むるものが尠くない。普通無盡契約を變更するには次の同意及認可を要するを常とする。

(イ) 講員全員の同意を得ること（之に多數決主義を採用するは議論の餘地がある）

(ロ) 監督官署の認可を受くること

一八、帳簿 無盡契約は又講に關する帳簿を備付け、業務を執行すべき役員をして之を主管せしむる旨を規約するものが多い。

帳簿の種類は一定する所がない。但し先づ普通のものを選びると凡そ次の如きものであらう。

(イ) 講誌（創立當時より満講迄の事項を記載し沿革を明かにす）

(ロ) 收支計算表（複雑なる講に限り備へ置かしむること）

(ハ) 金銭出納明細帳

(ニ) 規約原本並に債權綴

(ホ) 領收證其の他書類編冊

（鳥取縣島根縣實例）

## 第四篇 銀行及貯蓄銀行

### 第一章 銀行の起源及銀行法制の發達

(イ) 我國に於て實質上初步の銀行と認むべきものは徳川時代の兩替商である(拙者日本金融制度發達史の研究参照)然し乍ら歐米の制度を移入し初めて設立せられた銀行は明治三年の爲替會社に外ならない。爲替會社は兌換券を發行する特權を有し預金貸付及爲替の諸取扱を爲すものであつて、之を以て我銀行の起源と爲すも不當ではあるまい。然るに同年明治新政府は伊藤公を米國に派遣して某銀行制度を調査せしめ、明治五年十一月新に國立銀行條例を制定し、各地に國立銀行の設立を見るに至つた。此の國立銀行條例は實に我銀行法の濫觴に外ならぬ。國立銀行は銀行券發行の特權を有し諸預り、諸貸付、爲替の取扱等を營むものであつた。國立銀行條例は明治九年八月、同十年十二月、同十一年に改正を加へられ、續て明治十二年十二月

以後は斯規に國立銀行を設立することを禁じ、又同十六年五月からは既設國立銀行券發行を差止め、之をして漸次普通銀行に轉化さす方針を採り、終に明治三十二年二月には一の國立銀行も存せざるに至つた。

(ロ) 是れより先き明治九年國立銀行條例改正の結果、銀行類似の營業を爲す者も亦銀行の稱號を使用することを許され、且つ上述の如く明治十二年十二月國立銀行の設立を禁止したので、國立銀行條例に依らざる多數の私設銀行が出現するに至つた。是に於て斯る私設銀行に對しては丁度商事會社に對すると同様に相當の取締を必要とするに至つた。此故に明治二十三年四月法律第三十二號を以て我國最初の商法即ち舊商法が制定せられ、又同年八月法律第七十二號を以て銀行條例を制定した。然るに舊商法の實施は延期を重ねられた結果條例の實施も亦延期せられ、漸く明治二十六年七月一日に至つて初めて實施せらるゝに至つた。此の銀行條例は明治二十八年法律第一號、明治三十二年法律第五十二號、明治三十三年法律第五號、大正五年法律第十三號、大正九年法律第二十二號、大正十年法律第七十五號を以て屢々改正が加へられ昭和三年一月一日新銀行法の實施と同時に廢止せられた。

(ハ) 銀行條例改正の議は久しき以前から唱へられてをつた。竟に大正十五年四月大藏省内に金融制度調査準備會が設けられ、同年七月民間銀行家より五名の臨時委員が擧げられ、同年九月金融制度調査委員會が成り、其の決定を基礎として新銀行法案を作成し帝國議會に於て多少の修正を経て通過し御裁可を経て昭和二年三月法律第二十一號を以て公布せられた。新銀行法は本則三十七箇條、附則十箇條、合計四十七箇條から成り、其の立法の精神とする所は

- (1) 銀行資力の充實を圖ること
- (2) 堅實なる經營を助長すること
- (3) 預金者の利益を保護すること
- (4) 監督の周到を期すること
- (5) 不當の競争を防止すること
- (6) 銀行整理の進捗を圖ること

に在る 新銀行法は昭和三年一月一日から施行せられ、既に述べた如く之と同時に銀行條例は廢止せられた。

(ニ) 是れより先き明治八年に驛遞貯金制度即ち今日の郵便貯金制度が設けられ、殆んど之と時を同じうして山梨縣に興産社(後に第十國立銀行と改む)なるものが設立せられ複利の法を以て貯金の受入を始めた。是れ貯蓄銀行の起源である。其の後國立銀行(例へば東京三十三國立銀行)私設銀行にして貯蓄銀行業務を兼營するもの多く現はれ、又貯蓄銀行業務を專營するものも(例へば明治十三年設立東京貯藏銀行)出来ることゝなつた。爾來貯蓄銀行業務を專營又は兼營するもの漸次に加増し、之に伴ひ其の破綻、支拂停止も起るに至り、終に之を取縮る爲めに明治二十三年、即ち舊商法銀行條例と共に、貯蓄銀行條例の制定を見るに至つた。然るに大正九年の財界動搖に伴つて起つた貯蓄銀行の破綻に鑑み、大正十年四月法律第七十四號を以て貯蓄銀行法を制定し、貯蓄銀行條例を廢止した。

(ホ) 是より先き國立銀行制度の失敗に鑑み、中央銀行を設け銀行券の發行を爲さしめむが爲めに明治十五年六月太政官布告第三十二號を以て日本銀行條例を制定し、又外國貿易に關する金融の途を拓く爲めに明治二十年七月勅令第二十九號を以て横濱正金銀行條例を制定した。次で不動産金融(主として農業)機關を特設する爲めに明治二十九年四月法律第八十二號を以

て日本勸業銀行法、同法律第八十三號を以て農工銀行法、明治三十二年三月法律第七十六號を以て北海道拓殖銀行法が夫々制定せられた。又證券（動産）金融及信託（主として工業）機關を特設する爲めに明治三十三年三月法律第七十號を以て日本興業銀行法が制定せられた。尙又殖民地に於ける金融を圖る明治三十年四月法律第三十八號を以て臺灣銀行法、明治四十四年三月法律第四十九號を以て朝鮮銀行法、大正七年六月朝鮮總督府制令第七號を以て朝鮮殖産銀行令を夫々制定した。

(へ) 参考の爲め終に上述現行の主要銀行法規を列擧して置く  
内地に施行せらるゝもの

- (1) 銀行法 (昭和二年三月法律第二十一號)
- (2) 貯蓄銀行法 (大正十年四月法律第七十四號)
- (3) 日本銀行條例 (明治十五年六月太政官公布第三十二號)
- (4) 横濱正金銀行條例 (明治二十年七月勅令第二十九號)
- (5) 日本勸業銀行法 (明治二十九年四月法律第八十二號)

### (6) 農工銀行法

(同年同月第八十三號)

日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル法律(大正十年四月法律第八十號)

- (7) 北海道拓殖銀行法 (明治三十二年三月法律第七十六號)
- (8) 日本興業銀行法 (明治三十三年三月法律第七十號)

殖民地に施行せらるゝもの

- (9) 臺灣銀行法 (明治三十年四月法律第三十八號)
- (10) 朝鮮銀行法 (明治四十四年三月法律第四十八號)
- (11) 朝鮮殖産銀行令 (大正七年六月制令第七號)
- (12) 銀行令 (昭和三年十二月制令第六號)
- (13) 貯蓄銀行令 (昭和三年十二月制令第七號)
- (14) 關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル銀行ニ關スル勅令(大正十一年四月勅令第二百七號)

## 第二章 銀行の種類

銀行は之を次の三者に分ち得る。

- (イ) 普通銀行
- (ロ) 貯蓄銀行
- (ハ) 特殊銀行

(イ) は銀行法 (銀行令) に依るもの (ロ) は貯蓄銀行法 (貯蓄銀行令) に依るものを謂ふ、  
(ハ) は特殊の目的を以て特別法令に依り政府の特別なる保護及監督の下に設立せられた銀行にして左の銀行が之に該る。

- (1) 日本銀行
- (2) 横濱正金銀行
- (3) 株式會社日本勸業銀行
- (4) 株式會社農工銀行

- (5) 株式會社北海道拓殖銀行
- (6) 株式會社日本興業銀行
- (7) 株式會社臺灣銀行
- (8) 朝鮮銀行
- (9) 株式會社朝鮮殖産銀行

右の日本銀行は中央銀行として又臺灣銀行及朝鮮銀行は殖民地に於ける中央銀行として銀行券發行の特権を與へらる。又日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行及朝鮮殖産銀行は何れも銀行債券發行の特典を許されてをる。

参考の爲め昭和元年末現在に於ける我銀行の状況を表に示して見る (大藏省銀行局年表に據る)

普通銀行

行數

一、四二〇行 (他業兼營の普通銀行を含む)

資本總額

一、三八〇、九九〇千圓

拂込資本總額 一、四九六、六一二千圓  
 諸預り金 九、一七八、八〇二千圓

貯蓄銀行

一二四行

資本總額 九七、九四一千圓

拂込資本總額 四一、一三八千圓

諸預り金 一二二、九六二千圓

各種貯金 四六六、二一五千圓

定期積金 四〇一、四九六千圓

特殊銀行

(銀行名) (行數) (資本總額) (拂込資本總額)

千圓

日本銀行 一 六〇、〇〇〇

三七、五〇〇

横濱正金銀行	一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
日本勸業銀行	一	九四、〇〇〇	六九、八七六
農工銀行	二七	一〇五、四〇〇	八九、二八八
北海道拓殖銀行	一	二〇、〇〇〇	一二、五〇〇
日本興業銀行	一	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
臺灣銀行	一	四五、〇〇〇	三九、三七五
朝鮮銀行	一	四〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
朝鮮殖産銀行	一	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇 (昭和三年末現在)

第三章 普通銀行

(イ) 新銀行法に依ると銀行は次の二者に分たれる(第一條)。

(甲) 本來の銀行 (乙) 銀行と看做さるるもの

(甲) 本來の銀行は次に掲ぐる(一)と(二)との兩者を又は其の何れかの一つを營業とす

るものを謂ふ(第一條第一項)。

(一) 預金の受入と金銭の貸付又は手形の割引を併せ爲すこと  
すこと

(二) 爲替取引を爲

學者は銀行業務を受信業務 (Kredinehmung) と興信業務 (Kreditgebung) と分つ。此分類に従へば預金の受入は受信業務、金銭の貸付及手形の割引は興信業務に屬す。爲替取引は受信業務たることあり、興信業務たることあり、又兩者を兼ねることもある。然し乍ら爲替取引と謂へば受信方面の取引、興信方面の取引、受信及興信兩方面の取引が交々營まれることを意味する。

舊銀行條例では銀行の定義を下して「公ニ開キタル店舗ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス者ハ何等ノ名稱ヲ用キルニ拘ラス總テ銀行トス」と定めた。

今日銀行が普通に取扱ふ所に依れば預金は之を次の如く分つことを得

(1) 當座預金

(2) 特別當座預金

(3) 通知預金

(4) 定期預金

(5) 其他諸預金

次に金銭の貸付は之を次の如く分つことを得

(1) 證書貸付

(2) 手形貸付

(3) 當座貸越

(4) コールローン (コールローン及コールマネーの本質に付ては論すべき點が少くないが茲には之を省く)

(5) 其他諸貸付

金銭の貸付には信用即ち無擔保のものと保證又は物上擔保附のものとあり、普通の場合、擔保の目的となるものを列舉すると次の通りである。

- (1) 有價證券——國債、地方債、外國證券、社債、株式
  - (2) 不動産——土地、建物
  - (3) 船舶
  - (4) 特別法に依り創設したる財團——工場財團、鑛業財團、漁業財團、鐵道財團、軌道財團、運河財團、
  - (5) 動産——商品、原料品、仕掛品、製品等、
  - (6) 權利——各種ノ債權、物權(質權、抵當權) 工業所有權、鑛業權、砂鑛權、漁業權等
- 尙手形の割引は之を次の如く分つことが出来る。
- (1) 銀行引受手形の割引
  - (2) 商業手形の割引
  - (3) 荷付爲替手形の割引
  - (4) 其の他諸手形の割引
- 更に爲替取引は之を(1)内國爲替取引と(2)外國爲替取引とに分つ。

(乙) 銀行と看做さるるもの、即ち法の擬制に依る銀行は營業として預金の受入を爲す者を謂ふ(第一條第二項)。既に述べた通り銀行は受信業務と興信業務とを併せ爲すを本質とする。然るに預金の受入、即ち受信業務のみ爲すが如きは本來の銀行と謂ふべきでない。然し乍ら新銀行は擬制に依て之を銀行と同視し、銀行並に取扱ふことゝ爲したものに外ならぬ、但し斯る者は稀有であらう。

舊銀行條例は「營業トシテ證券ノ割引ヲ爲ス」者即ち興信業務のみにて銀行たり得る例外を認めてをつた(舊法第一條。然るに新銀行法は之を廢し新に受信業務のみにて銀行たり得る例外を認めたのである(第一條第二項)。

(ロ) 銀行は一定の兼業と附隨業務とを爲し得る。即ち(甲)銀行は擔保附社債に關する信託業の兼營を許されてをる。但し之は擔保附社債信託法の定むる所に依らねばならぬ(第五條)。之れ以外の他の業務を兼營することは出来ない。故に信託業法に依る信託業、無盡業、倉庫業等の兼營は出来ぬのである。

(乙) 銀行は左の附隨業務に限り之を營み得る(第五條) (兼營業務と附隨業務との意義を區



別して考へることを要する)。

- (1) 保護預り
  - (2) 其の他の銀行業に附随する業務
- (2) は弾力性を持たした規定であつて新銀行法制定の際政府委員の説明した所に依ると大體左の業務を含む。
- (A) 債務の保證
  - (B) 債權の取立
  - (C) 債務の支拂
  - (D) 公債社債又は株式の引受、應募又は賣買
  - (E) 公債社債又は株式の拂込、元利金又は配當支拂の取扱
  - (F) 其の他、諸附隨業務
  - (ハ) 銀行業は免許營業である即ち主務大臣(現行官制では大藏大臣)の免許を受くるに非ざれば之を營むことが出來ない(第二條)。若し之に反するときは五千圓以下の罰金に處せられ

る(第三十三條)。

斯くの如く銀行業が免許營業である點は貯蓄銀行業、信託業法に依る信託業、擔保附社債信託業に依る信託業、無盡業、有價證券割賦販賣業等と全く同じである。

銀行が營業の免許を申請する手續は銀行法施行細則に定むる所がある。

(二) 銀行業の主體即ち免許を受けて銀行業を營み得る者は株式會社に限る(第三條)、而して之は左の制限に従はねばならぬ。

(1) 資本金は金百萬圓以上のこと

但し勅令を以て指定する地域に本店又は支店を有する銀行の資本金は金二百萬圓以上のこと(第三條第一項)。

右勅令を以て指定せられた土地は現在東京市及大阪市のみである(昭和貳年勅令第三百二十七號)。

(2) 其の商號中に銀行なる文字を使用すること(第四條前段)

従て銀行に非ざるものは其の商號中に銀行なることを示す文字を用ふることが出來ぬ(第四

條後段)。但し之に付ては經過規定がある(第四十二條)。

(3) 銀行は左の場合に於ては主務大臣の認可を受くることを要する(第六條)。

(1) 商號の變更

(2) 資本金の變更

(3) 支店其の他の營業所又は代理店の設置

(4) 本店其の他の營業所の位置の變更

(5) 支店以外の營業所を支店に變更すること

尚銀行は其の代理店主をして其の代理事務に關し代理店の出張所其の他の營業所又は復代理店を設けしむることを得ぬ(第七條第一項)。又銀行の代理店主は其の代理事務に關し代理店の出張所其の他の從たる營業所又は復代理店を設けることが出來ぬ(第七條第二項)。蓋し代理店、復代理店其の他取扱店の濫設を取締るものに外ならぬ。

(4) 銀行の營業年度は半箇年とし、一月より六月迄及七月より十二月迄と爲す(第九條)。而して營業年度毎に施行細則に定むる様式に依り貸借對照表を作成し之を公告することを要し

又業務報告書を作成して主務大臣に届出で、監査役は一定の監査書を毎營業年度二回作成して本店に備置くことを要する(第十條乃至第十二條)。銀行は其の資本の總額に達する迄は利益を配當する毎に準備金として其の利益の十分の一を積立つることを要する(第八條)。是れ商法第九十四條第一項が利益の二十分の一と爲すに對する例外である。

(5) 銀行の常務に従事する取締役又は支配人は主務大臣の認可を受けざる限り他の會社の業務に従事することを得ぬ(第十三條)。常務に従事するとは日常銀行の業務に従事するの謂に外ならぬ。此の制限は銀行の取締役又は支配人が多數の會社の業務に關係し動もすれば銀行の業務を閉却することを取締る爲めに外ならぬ。之には經過規定がある(第四十五條)。又此の制限に反すれば責任者は一定の制裁を受けねばならぬ(第三十五條第一號)。

(6) 銀行の業務は公衆の利益に特に密接の關係を有する。故に濫りに休業し又は預金の拂戻を停止することを許さぬ。即ち

(1) 銀行の定休日は(A) 祭日(B) 祝日(C) 日曜日(D) 及銀行の營業所々在地に

行はるる一般の休日、

(2) 銀行の臨時休業日は天災其他避くべからざる事變に因る場合である。但し(2)の場合には直に其の旨を公告し且つ地方長官に届出づることを要する(第十八條)。又銀行が預金の拂戻を停止するとき即ち所謂「整理の爲め休業」するときには直に其の旨を公告し、且つ其の事由を具して主務大臣に届づることを要する(第十九條)。

(7) 銀行の合併に付又新銀行法は種々の特則を設けた。即ち

(A) 合併は主務大臣の認可を受けなければ其の效力を生ぜぬ(第十四條)。

(B) 合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第一項に規定する催告は之を預金者に對して爲すを要せぬ(第十五條)。蓋し合併は主務大臣の認可事項であるから之に對し充分の監督を加へ得ることと、他方多數の預金者に對し催告するは徒に煩瑣なる手續を強ひることとなるからである。

(C) 右の場合に於て商法第七十八條第二項但書に規定する異議申立の期間は一月迄之を下すことを得、又合併に因る株式合併の場合に於て商法第二百二十條の二但書の期間に付ても亦同じこととした(第十六條)。蓋し合併を迅速に爲さしめむとする趣

旨に外ならぬ。

(D) 銀行の合併は普通銀行と普通銀行との間に行はれるを常とする。但し他業會社との間に行はれることも有り得る。殊に貯蓄銀行と合併することなどは折々起る。従て新銀行法は普通銀行と貯蓄銀行との合併に付特則を設け、普通銀行に因て貯蓄銀行法第一條第一項の業務に屬する契約に基く權利義務を承繼した場合に於ては其の契約の完了する迄仍其の契約に關する業務に限り之を繼續しても差支ないこととし、(第十七條第一項)。而して此の場合に於ては貯蓄銀行法第九條第十條及第十五條の規定を準用することとした(第十七條第二項)。即ち貯蓄銀行業務に屬する受入金の三分の一以上の金額に相當する國債の供託を爲し(貯蓄銀行法第九條)。普通貯金、据置貯金の預金者及定期積金の債權者は其の預金及給付金に關しては右供託國債に付優先辨済を受くる權利を有し(同法第十條)。且つ銀行が其の財産を以て債務を完済し得ぬときは貯蓄銀行業務に基く債務に付各取締役は連帶して辨償の責に任じ其の責任は在職中の債務に付、退任後二ケ年は仍存續することとなつてをる

## (同法第十五條)。

(E) 銀行法は普通銀行の買収に依る合同に付別段の規定を設けざりしも甲銀行が乙銀行の營業を譲り受け之を支店其の他の營業所と爲し(第六條第三號)。乙銀行は解散する場合(第二十五條)。又は甲乙兩銀行が新に銀行を設立し之に營業を譲渡する場合(第二條第二十五條)等があり得る。

(8) 銀行業の廢止又は銀行の解散の決議は主務大臣の認可を受けなければ其の效力を生ぜぬこととした(第二十五條)。蓋し合併等の場合と同一の理由による。

(9) 新銀行法は銀行及清算破産等に付種々の特則を設けた。

(A) 銀行が營業の免許を取消されたときは之に因りて解散する(第二十七條第一項)。而して此の場合には裁判所は利害關係人の請求に因り又は職權を以て清算人を選任する。清算人の解任の場合も亦同様である(第二十七條第二項)。

免許の取消に因る解散以外の場合に於ても裁判所は利害關係人の請求に因り、又は職權を以て清算人を選任し得る(第二十八條第一項)。此の場合に於ては裁判所が更に新清算人を選任

する(第二十八條第二項)。

(B) 裁判所は銀行の清算事務及財産の狀況を檢査し、財産の供託を命じ、其の他清算の監督に必要な命令を發し得る(第二十九條)。

(C) 又銀行の清算破産又は強制和議の場合には裁判所は銀行の檢査監督に従事する官吏の協力を求め得る(第三十條)。又斯る官吏は自ら進んで協力し得る(第三十一條)。是れ蓋し銀行業は主務大臣たる大藏大臣の監督に屬すと雖も、清算、破産及強制和議は上述の如く裁判所の監督に屬せしめたるを以て兩者の調和協力を茲に定めたものに外ならぬ。

尙茲に強制和議とあるは破産法上の強制和議を指し、和議法に依る強制和議は之に含まれぬ(施行細則第十七條参照)

(ホ) 既に一言した通り銀行業は主務大臣の監督に屬する。故に之が監督の實を期する爲め新銀行法は銀行の監督に付種々の規定を設けた。

(1) 一定の事項に付主務大臣の認可を受けしめることとした。例へば上述第六條、第十三條、第十四條、第二十五條等の如し。又一定の事項に付直接又は地方長官經由して届

出を命じた。例へば第十八條第二項、第十九條施行細則第三條、第十一條、第十二條第十四條乃至第十七條等の如し。

(2) 又書類の提出及報告を命じた。即ち

(A) 毎業年度の業務報告書の提出 (第十條)

(B) 臨時の報告監査書其の他書類帳簿の提出 (第二十條)

(C) 施行細則の規定に依る書類の提出 (第十二條等)

(3) 主務大臣は何時にても自ら又は部下の官吏に命じて銀行の業務及財産の状況を検査し又は検査せしめ得る (第二十一條)

(4) 主務大臣は銀行の業務又は財産の状況に依り必要と認めるときは左の命令を爲し得る (第二十二條)。

(A) 業務停止の命令

(B) 財産供託の命令

(C) 其の他必要の命令

(5) 銀行が法令、定款若は主務大臣の命令に違反し又は公益を害すべき行爲を爲したときは主務大臣は左の處分を命ずることを得る (第廿三條)。

(A) 業務の停止

(B) 取締役、監査役の改任

(C) 營業免許の取消

主務大臣は業務の停止を命ぜられたる銀行に對し其の整理の状況に依り必要と認むるときは更に營業免許の取消を命じ得る (第二十四條)。

#### 第四章 貯蓄銀行

(イ) 貯蓄銀行法に依れば貯蓄銀行とは左に掲げる業務を営むものを謂ふ。即ち

(1) 複利の方法に依り預金を受入れること

(2) 一回十圓未滿の金額を預金として受入れること

(3) 豫め拂戻の期限を定めて定期に又は一定の期間内に於て數回に預金を入れること

(4) 期限を定めて一定金額の給付を爲すことを約し定期又は一定の期間内に於て數回に金  
錢を受入れること

即ち所謂(1)及(2)は普通貯金(3)は据置及(4)定期積金である(施行細則第二條)。右の中何れか一つを營むときは貯蓄銀行である。必ずしも全部を爲すことを要せぬ。而して右(1)乃至(4)は總て受信業務のみである。従て貯蓄銀行に於ては興信業務を要素とせざるものであつて、此の點普通銀行と大いに趣を異にすると謂はねばならぬ。然し乍ら固より貸付の如き興信業務を任意營むことは差支ない。

(ロ) 貯蓄銀行は左の附隨業務を營み得る(第五條)

- (1) 定期預り金
- (2) 保護預り
- (3) 債權の取立
- (4) 公共團體又は産業組合の金錢出納事務の取扱
- (5) 公共團體又は産業組合よりの要求拂預り金

貯蓄銀行は上述(イ)の本業務及(ロ)の附隨業務の外、他の業務を營み得ない(第六條)、従て普通銀行業擔保附社債に關する信託業等は之を營むことが出来ぬ。

(ハ) 貯蓄銀行業も亦普通の銀行業と同様に免許營業である(第二條)。即ち主務大臣たる大藏大臣(現行官制に於て)の免許を受くるに非ざれば之を營むことが出来ぬ。若も之に反するときは一定の制裁を受く。免許申請の手續に付ては施行細則に定めてある。

(ニ) 貯蓄銀行業の主體、即ち免許を受けて貯蓄銀行業を營み得るものは株式會社に限る(第三條)故に相互會社組織のものは之を許さぬ。但し立法論としては、既に生命保險に相互組織を認めてをる位であるから、之を認めても良からう。

貯蓄銀行たる株式會社は左の制限に従ふ。

- (1) 資本金は五十萬圓以上のこと(第三條)
- (2) 其の商號中に貯蓄銀行なる文字を使用すること(第四條第一項)

従て貯蓄銀行に非ざるものは其の商號中に貯蓄銀行なる文字を使用することが出来ぬ(同條第二項)若も之に違反するときは一定の制裁を受くる。

貯蓄銀行法前既に其の商號中に「貯藏銀行」又は「貯金銀行」の文字を使用してゐたものに限り同法施行後と雖も之が使用を許されてをる（第二十六條）

(3) 其の資金の運用は左の方法に依ることを要する（第十一條乃至第十二條）

(a) 國債、地方債、社債又は株式の應募引受又は買入

(b) 國債其他(1)に掲げる有價證券を質とする資金

(c) 不動産を抵當とする貸付

(d) 預金者に對し其の預金額を限度とする貸付

(e) 給付金（本法第一條第一項第四號に依る）の債權者に對し其の給付金額を限度とする貸付

(f) 銀行の預け金又は郵便貯金

(g) 銀行引受手形の買入

(4) 定款の變更は主務大臣の認可を必要とする（第十六條第一項第一號）此の制限は既述銀行法第六條の規定に比すべきである。

(5) 貯蓄銀行は預り金（第一條第一項及第五條第一號に依るもの）の三分の一以上の金額に相當する國債（又は一定の場合には其の他の公債社債又は株式）を供託することを要する（第九條）。斯くの如く供託すべきものは國債を原則とするも一定の預金及積金合計額の五分の一を超過する金額に付ては地方債又は主務大臣の認可を受ける社債若は株式を以て代用し得る。

而して預金者は（第一條第一項第四號に依る給付金の債權者も含む）之に付他の債權者に優先して辨済を受ける權利を附與せられた（第十條）是れ預金者保護の趣旨に外ならぬ。

(6) 貯蓄銀行が其の財産を以て債務を完済すること能はざるに至つたときは右各種の預金及給付金に付各取締役は連帶して之が辨済の責に任ずることを要する（第十五條第一項）而して取締役の責任は其の退任前の債務に付退任後二箇年仍存續する（第十五條第二項）退任の意味は再選重任の場合を含まぬ（大正五年六月二十二日大審院判決參照）。

- (7) 營業報告書の作成貸借對照表の作成及公告、監査役の監査書の作成等に付ては既述普通銀行に於けると大體同様である(第二十一條)。
- (8) 貯蓄銀行の合併に付ても大體既述普通銀行に於けると同様である。尙貯蓄銀行法は第七條に於て既述銀行法第十七條と同一趣旨の規定を設け、又銀行法第十六條及第二十六條に關し定期積金者に對する給付金債務は之を預金債務と看做することとした。買収に依る合同の場合亦同じ、
- (ホ) 貯蓄銀行業は主務大臣の監督に屬する。此の點普通銀行に於けると大體同様である。
- (ハ) 蓄貯銀行の解散清算破産等に付ても普通銀行の場合と大差を見ない。故に此等の點に付ては別に説明を繰返さぬこととする。

## 第五章 特殊銀行

(イ) 日本銀行は既に述べた通り日本銀行條例に依り設立せられたものであつて、中央銀行として銀行券の發行並に國庫金取扱の特權を有し(第十四條第十三號)其の主なる營業を列擧す

ると次の通りである。

- (1) 政府發行の手形爲替手形其他商業手形等の割引を爲し又は買入を爲す事
- (2) 地金銀の賣買を爲す事
- (3) 金銀貨或は地金銀を抵當として貸金を爲す事
- (4) 豫て取引約定ある諸會社又は商人の爲めに手形金の取立てを爲す事
- (5) 諸預り勘定を爲し又は金銀貨貴金屬並諸證券類の保護預りを爲す事
- (6) 公債證書政府發行の手形其他政府の保證に係る各種の證券を抵當として當座勘定貸又は定期貸を爲す事(以上第一條)
- (7) 國庫金の取扱(第十三條)
- (8) 兌換銀行券の發行(第十四條)
- (9) 公債證書の買入又は賣拂(第十六條)

日本銀行の兌換銀行券發行制度は次に示す通り所謂屈伸制限法を採用したるもの是れにして獨逸の制度を模したものに外ならぬ。



- (1) 日本銀行は兌換銀行券を發行し、金貨を以て兌換し得ること
- (2) (a) 兌換銀行發行高に對し同額の金銀貨及地金銀を置き其の引換準備に充てること  
但し銀貨及銀地金は引換準備總額の四分の一を超過し得ざること
- (b) 右の外特に壹億貳千萬圓を限り政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として兌換銀行券を發行し得ること(但右壹億貳千萬圓の内貳千七百萬圓は明治二十二年一月一日以降に係る國立銀行紙幣の消却高を限として漸次發行すること)
- (c) 市場の景況に由り流通貨幣の増加を必要と認むるときは大藏大臣の許可を得て、右(a)及(b)の發行高の外更に政府發行公債證書、大藏省證券其他確實なる證券若し商業手形を保證として兌換銀行券を發行し得ること、此の場合に於ては其の發行額に對し一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべきこと
- (3) 兌換銀行券の種類は壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、五拾圓、百圓、貳百圓の七種とすること、但し大藏卿(大藏大臣)は各種に就て其の發行高を定むること

- (4) 兌換銀行券は租税海關稅其他一切の取引に差支なく通用すること
- (5) 兌換銀行券の引換を請ふ者あるときは日本銀行本店及支店に於て營業時間中何時にても兌換し得ること、但し支店に於ては本店より準備金の到達すべき時間其の兌換を延期し得ること
- (6) 金貨を持參して兌換銀行券に引換ることを請ふものあるときは、日本銀行本店及支店に於て無手数料にて之を交換すること、染汚毀損等に因り通用し難き兌換銀行券の引換亦同じ
- (7) 日本銀行は兌換銀行券發行額及交換準備に關する出納日表は毎週平均高表を製し之を大藏大臣へ進達且毎週平均高表を官報に公告すること
- (ロ) 横濱正金銀行は海外に於ける國庫金の取扱を爲し及低利資金を受ける特權を有し(第九條)其の主なる營業を列擧すると次の通りである。

- (1) 外國の爲替及荷爲替
- (2) 内國の爲替及荷爲替

- (3) 貸付
- (4) 諸預金及保護預
- (5) 爲替手形約束手形其他諸證券の割引又は其他金取立
- (6) 貨幣の交換
- (7) 公債證書地金銀又は外國貨幣の買入又は賣拂
- (8) 外國に關する公債及官金の取扱

尙横濱正金銀行は支那に於て銀行券發行の特權を有する(明治三十九年九月勅令第二百四十七號横濱正金銀行ノ支那ニ於ケル銀行券ノ發行ニ關スル件)。其の制度の大意は左の如し。

- (1) 支那に於ける銀行券發行は外務大臣及大藏大臣の監督に屬すること
- (2) 銀行券の發行店及株式種類に付ては主務大臣の認可を受くべきこと
- (3) 銀行券は銀を以て引換ふべきこと
- (4) 銀行券の發行高に對し同額の準備を保有すべきこと、準備の種類は主務大臣に於て定めること

(5) 銀行券は支那に於て公私一切の取引に無制限に通用すること

(ハ) 上述の如く日本勸業銀行は同銀行法に依り、農業銀行は同銀行法に依り、北海道拓殖銀行は同銀行法に依り、日本興業銀行は同銀行法に依り、朝鮮殖産銀行は同銀行令に依り、夫々設立せられたもので、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行及朝鮮殖産銀行は主に不動産金融銀行、農業金融機關として又日本興業銀行は證券(動産)金融銀行、工業金融機關として夫々特殊の使命を有つてをる(日本興業銀行は既に一言した如く初め信託機關——としての使命を以て設立せられたが、大正十一年の改正以來信託機關としては單に擔保附社債に關する——信託事業を營むに止ることとなつた)次に此等特殊銀行の主要業務を列擧して見る。

日本勸業銀行の主要業務は左の通りである(第十四條乃至第十五條)

- (1) 五十箇年以内に於て年賦償還の方法に依り不動産を抵當として貸付を爲すこと
- (2) 拂込資本金及積立金總高に相當する金額に限り不動産を抵當として五箇年以内の定期償還貸付を爲すこと、但し水産業の爲貸付を爲す場合に於ては漁業權を抵當と爲し得ること及鐵道財團及軌道財團は之を右不動産と看做すこと

- (3) 工場財團及工場に屬する敷地には建物を除くの外市制施行地及勅令を以て指定する市街地に存在する宅地又は建物を抵當として貸付を爲すこと
- (4) 府縣市町村其他法律を以て組織せる公共團體に對し無抵當にて貸付を爲すこと
- (5) 耕地整理法に依り耕地整理を施行する場合に於て耕地整理組合若は其の聯合會より借用を申出でたる時又は共同施行者が連帶責任を以て借用を申出でたる時は無抵當にて定期償還貸付を爲すこと
- (6) 産業組合、重要輸出工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又は其の聯合會に對し無抵當にて定期償還貸付又は年賦償還貸付をなすこと
- (7) 農工銀行の存せざる府縣内に於て十人以上の農業者、工業者又は漁業者に限り五箇年以内に於て定期償還の方法に依り無抵當にて貸付を爲すこと
- (8) 都市計畫法に依り土地區畫整理を施行する場合に於て土地區畫整理組合若は其の聯合會より借用を申出でたる時又は共同施行者が連帶責任を以て借用を申出でたる時は無抵當にて定期償還貸付又は年賦償還貸付を爲すこと

農工銀行の主要業務は左の通りである(同法第五條第六條ノ二、第七條ノ二)

- (1) 五十箇年以内に於て年賦償還の方法に依り不動産を抵當として貸付を爲すこと
- (2) 拂込資本金及積立金總高に相當する金額を限り不動産を抵當として五箇年以内の定期償還貸付を爲すこと
- (3) 市町村又は法律を以て組織せる公共團體に對し無抵當にて右(1)及(2)の貸付を爲すこと
- (4) 耕地整理法に依り耕地整理を施行する場合に於て耕地整理組合若は其の聯合會より借用を申出でたる時又は共同施行者が連帶責任を以て借用を申出でたる時は無抵當にて右(1)及(2)の貸付を爲すこと
- (5) 十人以上の農業者工業者又は漁業者申合せ連帶責任を以て借用を申出でたる時は其の信用の確實なるものに限り五箇年以内に於て定期償還の方法に依り無抵當貸付を爲すこと
- (6) 都市計畫法に依り土地區劃整理を施行する場合に於て土地區劃整理組合若は其の聯合

會より借用を申出でたるとき又は共同施行者が連帶責任を以て借用を申出でたるときは無抵當にて右(1)及(2)の貸付を爲すこと

(7) 工場財團及工場に屬する敷地又は建物を除くの外市制施行地及勅令を以て指定したる市街地に存在する宅地又は建物を抵當として貸付を爲すこと

(8) 右(2)の制限内に於て漁業權を抵當とし五箇年以内の定期貸付を爲すこと

(9) 産業組合、重要輸出品工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又は其の聯合會に對し無抵當にて右(1)及(2)の貸付を爲すこと

北海道拓殖銀行の主要業務は左の通りである(同法第七條乃至第八條)

(1) 五十箇年以内に於て年賦償還の方法に依り不動産を抵當として貸付を爲すこと

(2) 五箇年以内に於て定期償還の方法に依り不動産又は漁業權を抵當として貸付を爲すこと

(3) 北海道樺太の拓殖を目的とする株式會社の株券、社債券を質として貸付を爲すこと及其の社債券の應募引受

(4) 爲替、荷爲替及北海道樺太の産物を擔保として貸付を爲すこと及該産物の貯藏を主たる目的とする倉庫内に貯藏する産物上必要の貨物を擔保として貸付を爲すこと

(5) 預り金及保護預り

(6) 手形の割引

(7) 擔保附社債に關する信託事業

(8) 他銀行の業務代理

(9) 國債證券、地方債證券、社債券若は株式の募集、其の拂込金の受入又は其の元利金若は配當金の支拂の取扱

(10) 五十箇年以内に於て年賦償還の方法に依り、又は五箇年以内に於て定期償還の方法に依り北海道又は樺太に於ける鐵道財團又は軌道財團を抵當として貸付を爲すこと

(11) 北海道に於ける市又は法律に依り組織する北海道若は樺太の公共團體に對し無抵當にて年賦若は定期償還の方法に依り貸付を爲すこと

(12) 耕地整理法に依り耕地整理を施行する場合に於て耕地整理組合若は其の聯合會より借

用を申出でたるとき又は共同施行者が連帯責任を以て借用を申出でたるときは年賦若  
は定期償還の方法に依り無擔保にて貸付を爲すこと

(13) 十人以上の農業者、工業者又は漁業者申合せ連帯責任を以て借用を申出でたるときは  
其の信用の確實なるものに限り五箇年以内に於て定期償還の方法に依り無抵當貸付を  
爲すこと

(14) 産業組合、重要輸出品工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又は其の  
聯合會に對し無抵當にて定期又は年賦償還貸付を爲すこと

(15) 都市計畫法に依り土地區劃整理を施行する場合に於て土地區劃整理組合若は其の聯合  
會より借用を申出でたるとき又は共同施行者が連帯責任を以て借用を申出でたるとき  
は無抵當にて定期又は年賦償還貸付を爲すこと

右の中(7)に示した「擔保附社債に關する信託事業」は大正十一年の信託法及信託業法制前  
は廣く一般の「信託業務」を許してをつた。信託業法が擔保附社債に關する信託事業を除く  
外一般信託業と銀行業との區分主義を採用した結果、之を現行法の如く改めたものに外ならぬ

(大正十一年四月法律第六十九號北海道拓殖銀行法改正法律)

尙朝鮮殖産銀行の主要業務は左の通りである(同令第十六條第十七條)

(1) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り不動産又は不動産上の權  
利を擔保として貸付を爲すこと

(2) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保として貸付を爲すこと

(3) 法令の規定に依り設定したる財團を擔保として右(1)の方法に依り貸付を爲すこと

(4) 農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對し五年以内の定期償還の方法に  
依り無擔保貸付を爲すこと

(5) 公共團體に對し右(1)の方法に依り無擔保貸付を爲すこと

(6) 金融組合、漁業組合其他營利を目的とせざる産業に關する法人に對し右(1)の方  
法に依り無擔保貸付を爲すこと

(7) 朝鮮の產物又は朝鮮の産業上必要なる貨物を質として貸付を爲すこと

(8) 國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質として貸付を爲すこと

- (9) 爲替及荷爲替
- (10) 公共團體の債券又は朝鮮に於て殖産事業を営むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受
- (11) 信託の業務
- (12) 保護預り

朝鮮に於ては信託業法が未だ施行せられざる爲め、朝鮮に於ては廣く信託の業務を爲し得るも信託業法施行地に存在する營業所(例へば東京)に於ては單に擔保附社債に關する信託業のみを取扱ひ得るに止まると解すべきである。

尙又日本興業銀行の營む主要業務は左の通りである(同法第九條乃至第十一條)

- (1) 國債證券、地方債券、社債券及株券を質とする貸付
- (2) 國債證券、地方債證券、社債券の募集又は引受
- (3) 預り金及保護預り
- (4) 擔保附社債に關する信託事業

- (5) 手形の割引
- (6) 爲替及荷爲替
- (7) 各種の財團を抵當とする貸付
- (8) 船舶又は製造中の船舶を抵當とする貸付
- (9) 造船材料又は船舶屬具を擔保とする貸付
- (10) 國債證券、地方債證券、社債券若は株券の募集、其の拂込金の受入又は其の元利金若は配當金の取扱
- (11) 工場に屬する敷地又は建物並市制施行地及勅令を以て指定する市街地に存在する宅地又は建物を擔保とする當座貸又は定期貸
- (12) 國債證券、地方債證券、社債券、株券及地金銀の買入
- (13) 其他外國に於て營む銀行業務及其の附帶業務

既に一言した如く(4)の「擔保附社債に關する信託事業」は大正十一年の信託法及信託業法制定迄廣く「信託の業務」となつてをつた。殊に明治三十三年日本興業銀行法中に「信託」な

る文字を使用したことが我法文に現はれた最初であつた。

茲に説明する日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行及日本興業銀行は夫々銀行債券發行の特典を附與せられ、之に依りて其の事業資金を調達する。而して此等銀行法中には該債券に關し、商法の一般原則に對する種々の特則を設けてある。即ち

- (1) 債券の發行には株主總會の決議を要せずして主務官廳の認可を要すること(勸銀法第三十四條第二項、農銀法第二十六條第三項、興銀法第十四條、第十四條ノ二第一項、拓銀法、第十二條第二項、殖銀令第三十條第二項、第三十二條)
- (2) 前に募集したる債券總額の拂込前と雖も更に新規債券を發行し得ること(勸銀法第三十四條第四項、農銀法第二十六條第三項、興銀法第十條ノ二第二項、拓銀法第十二條第三項、殖銀令第三十條第二項)
- (3) 債券發行總額を拂込資金額の十倍乃至十五倍に擴張したこと(勸銀法第三十四條第一項、農銀法第二十六條第一項、興銀法第十二條、拓銀法第十二條第一項、殖銀令第三十條第一項)

- (4) 債券借換の爲め低利債券を發行するときは、右(3)の制限に依らざること(勸銀法第三十七條、農銀法第二十八條、興銀法第十六條、拓銀法第十五條、殖銀令第三十五條)(興銀法第十二條ノ二參照)
- (5) 小額債券の發行を認めたこと(勸銀法第三十五條、第三十五條ノ二第一項、農銀法第二十六條第二項、第二十六條ノ二第一項、興銀法第十三條、第十三條ノ二第一項、拓銀法第十二條第二項、第十二條ノ二第一項、殖銀令第三十一條、第三十三條第一項)
- (6) 左の特殊發行方法を認めたこと
  - (a) 賣出發行(勸銀法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、農銀法第二十六條ノ二、第二十六條ノ三、興銀法第十三條ノ二、第十三條ノ三、拓銀法第十二條ノ二、第十二條ノ三、殖銀令第三十三條、第三十四條)
  - (b) 割引發行(勸銀法第三十五條ノ四、興銀法第十三條ノ四)
- (7) 應募不足の場合に於ける便法を許したこと(勸銀法第三十四條第三項、農銀法第二十六條第四項、興銀法第十四條ノ二第二項、拓銀法第十二條第三項、殖銀令第三十條第

## 二項

- (8) 勸業債券は割増金を附し得ること(勸銀法第三十六條第二項)
- (9) 勸業債券に對しては複利の計算に依り一定年數毎に又は元金償還の時に利息を支拂ひ得ること(勸銀法第三十八條)
- (10) 興業債券の期限は三十箇年以内とし、其の償還は抽籤に依ること(興銀法第十五條後段)
- (11) 債券の買入銷却には主務官廳の認可を要すること(勸銀法第三十六條ノ二、殖銀令第三十六條ノ二)
- (12) 債券所持者が其の元金又は利子を請求せざるときは元金は十五箇年、利子は五箇年にして請求權を失ふこと(勸銀法第四十、農銀法第三十一條、興銀法第十六條ノ二、拓銀法第十五條ノ二、殖銀令第三十七條)
- (二) 上述の如く臺灣銀行は同銀行法に依り、又朝鮮銀行は同銀行法に依り夫々設立せられたものであつて、何れも植民地の中央銀行として夫々銀行券發行の特權を有し、尙臺灣銀行は臺

灣に於ける國庫金の取扱をもする。

臺灣銀行の主要業務は左の通りである(同法第五條、第五條ノ二)

- (1) 爲替手形其の他商業手形の割引
- (2) 爲替及荷爲替
- (3) 平常取引する諸會社又は商人の爲替手形金の取立
- (4) 確實なる擔保ある貸付
- (5) 諸預り金及當座貸越勘定
- (6) 金銀貨貴金屬及諸證券の保護預り
- (7) 地金銀の賣買及貨幣の交換
- (8) 擔保附社債に關する信託事業
- (9) 他銀行の業務代理
- (10) 國債證券地方債證券、社債券若は株券の募集、其の拂込金の受入には其の元利金若は配當の支拂の取扱



(11) 業務の都合に依り國債證券、地方債證券、勸業債券、農工債券、興業債券其他主務大臣の認可を受けたる有價證券の應募、引受又は買入

(12) 公共團體、産業組合又は畜牛保健組合に對する貸付（擔保を徵せざることを得）

(8) の「擔保附社債に關する信託事業」が、舊と廣く「信託の事務」となつてをつたことは日本興業銀行等に於けると同様である、

尙最後に朝鮮銀行の主要事務は左の通りである（同法第十七條、第十八條）。

(1) 爲替手形其他商業手形

(2) 平常取引する諸會社銀行又は商人の爲手形金の取立

(3) 爲替及荷爲替

(4) 確實なる擔保ある貸付

(5) 諸預り金及當座貸越勘定

(6) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り

(7) 地金銀の賣買及貨幣の交換

(8) 信託の業務

(9) 營業の都合に依り國債證券、地方債證券其他大藏大臣の指定する確實なる有價證券の買入を爲すこと

(10) 大藏大臣の認可を受け公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すこと

(8) の「信託の業務」に付ては朝鮮殖産銀行の場合と同じ。

臺灣銀行に於ける銀行券發行制度は大體次の通りである（同法第八條乃至第十條）。

(1) 銀行券の券面金額は一圓以上とすること

(2) 銀行券は臺灣銀行本店及支店に於て營業時間中何時にても金貨と引換へ得ること、但し支店に於ては本店より準備金の到達すべき時間其の引換を延期し得ること

(3) (a) 銀行券發行高に對し同額の金銀貨及地金銀を置き其の支拂の準備に充つべきこと

(b) 右の外銀行券を發行せむとするときは二千萬圓を限度とし政府發行の紙幣、證券、兌換銀行券又は其他確實なる證券若は商業手形を保證として發行を爲し得ること

(c) 市場の状況に由り右(a)及(b)の外更に銀行券の發行を必要とするときは主務大臣の認可を受け政府發行の紙幣、證券、兌換銀行券又は確實なる證券若は商業手形を保證として之を發行し得ること、此の場合に於ては政府の定むる所に依り一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべきこと

(4) 銀行券は臺灣總督府管轄地方内に於て政府の收納に充て得ること

次に朝鮮銀行に於ける銀行券發行制度は大體次の二通りである(第二十一條乃至第二十五條)

(1) 銀行券の様式及種類に關しては大藏大臣の認可を受くべきこと

(2) 銀行券は朝鮮銀行の本店及支店に於て營業時間中何時にても金貨又は日本銀行兌換券と引換へること、但し支店に於て本店より準備金の到達すべき時間其の引換を延期し得ること

(3) (a) 銀行券發行高に對し同額の金貨地金銀又は日本銀行兌換券を置き其の仕拂準備に充つべきこと、但し銀地金は仕拂準備總額の四分の一を超過し得ざること

(b) 右の支拂準備に依るの外特に五千萬圓を限り國債證券其他確實なる證券又は商業

手形を保證として銀行券を發行し得ること

(c) 右(a)及(b)に依るものの外市場の状況に依り銀行券の發行を必要とするときは大藏大臣の認可を受け國債證券、其他確實なる證券又は商業手形を保證として其の發行を爲し得ること、此の場合に於ては政府の命する所に依り其の發行高に對し一年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべきこと

(4) 銀行券は朝鮮總督の管轄地域内に於て無制限に通用すること

(5) 銀行券の發行額は仕拂準備に關する毎週平均高表な定報に公告すべきこと

斯く如く臺灣銀行及朝鮮銀行の銀行券發行制度は既述日本銀行の制度を模倣したものに外ならぬ。

## 第五篇 信託會社及其法制

### 第一章 信託會社の起源及法制の發達

(一) 信託と稱する財産制度、即ち信託制度は、元來英國に於て特有の發達をしたるものであつて、之が先づ主として印度、濠洲、ニュウジールランド、南亞弗利加、北米合衆國及加奈陀等英法系の諸國に移植せられ更に我國の如き大陸法系の國にも亦輸入せらるゝに至りたるものである。信託の法制が我國に輸入せられたのは明治三十年頃である。抑々信託なる用語は「信シテ委託ス」の義より出でたものであつて、斯る信託なる文字が初めて我法律中に用ひられたのは明治三十三年(一九〇〇年)三月制定の日本興業銀行法である。即ち同法第九條第四號に「地方債證券、社債及株券ニ關スル信託業務」とあつたのであつて、株式會社日本興業銀行は同法に基て明治三十五年設立せられ、有價證券に關する信託業務を開始するに至つた。尋いで明治

三十八年には我國最初の一般信託會社たる東京信託會社の設立を見た。之れが一般信託會社の起源である。

(二) 我現行の信託法制は大正十一年制定の信託法及信託業法並に明治三十八年制定の擔保附社債信託法の三主要法から成る。信託法は信託に關する一般私法的權利關係の通則を定めたるものであつて、民法に對し特別法の關係に在り、信託業法は擔保附社債に關する信託業を除く一般信託業の取締を主眼とするものであつて、實體的關係に付ては原則として信託法に依るべきことは固よりであるが營業的見地から多少實體的特則を設けた點に於ては信託法の特別法たる關係を有する。擔保附社債信託法は信託法及信託業法に先ちて制定せられ、之と信託法及信託業法との間には重複、不統一等の點がないことはないけれども、要するに同法も擔保附社債に關する信託即ち社債權者の爲にする物上擔保權の信託に關し、種々の特則を設くる所があり、從て此の點に付ては信託法に對し特別法たるものである。

尙前述日本興業銀行法並に同法に倣つて信託業の兼營を許した臺灣銀行法、北海道拓殖銀行法、朝鮮銀行法及朝鮮殖産銀行令も亦一面に於て信託業に關する特別法と見ることが出来る。

唯此等の特別法は、信託業法の制定と同時に、同法第五條及第六條の規定との權衡上、夫々改正を加へられ、單に擔保附社債信託法に依る信託業の兼營のみを許すこととなつた。

- (三) 尙参考の爲め信託會社に關する主要法規を列擧して置く。
- (1) 信託法 (大正十一年四月法律第六十二號)
- (2) 信託業法 (大正十一年四月法律第六十五號)
- (3) 擔保附社債信託法 (明治三十八年三月法律第五十二號)

## 第二章 信託會社の種類

信託會社は之を次の二者に分つことが出来る。

- (1) 一般信託會社
- (2) 擔保附社債信託會社
- (一) 一般信託會社は信託業法に依て認められたもの。(二) 擔保附社債信託會社は擔保附社債信託法に依て認められたものであつて、後者は擔保附社債に關する信託業を營み、前者は擔

保附社債に關する信託事を除く一般の信託業を營むものである。

斯くの如く本邦に於ては二種類の信託會社が併存するが、之は全く沿革的に特殊の事情に基いて出來たものであつて、理論的には兩者併存の理由はない。従て信託業法第六條は一般信託會社に擔保附社債信託業の兼營を許し、又擔保附社債信託法第六條但書は銀行業を兼營せざる株式會社組織の擔保附社債信託會社に一般信託業の兼營を認めてをる。然し乍ら兩者は何れ適當の機會に整理統一すべきものと考へる。

## 第三章 一般信託會社

### (一) 信託業の主體

信託業法に依る信託業の主體は信託業法に依る信託會社に外ならぬ。即ち一般信託業は一般信託會社のみが營むことが出来るものであつて (信託業法第一條第一項) 夫れ以外のものが之を營むときは一定の制裁を加へられる (信託業法第二〇條)

信託會社が信託業を營むには主務大臣の免許を要する (信託業法第一條)。信託會社と雖も